

澳村建設誌

君塚漁業協同組合



佐久間政吉



斎藤貞彦



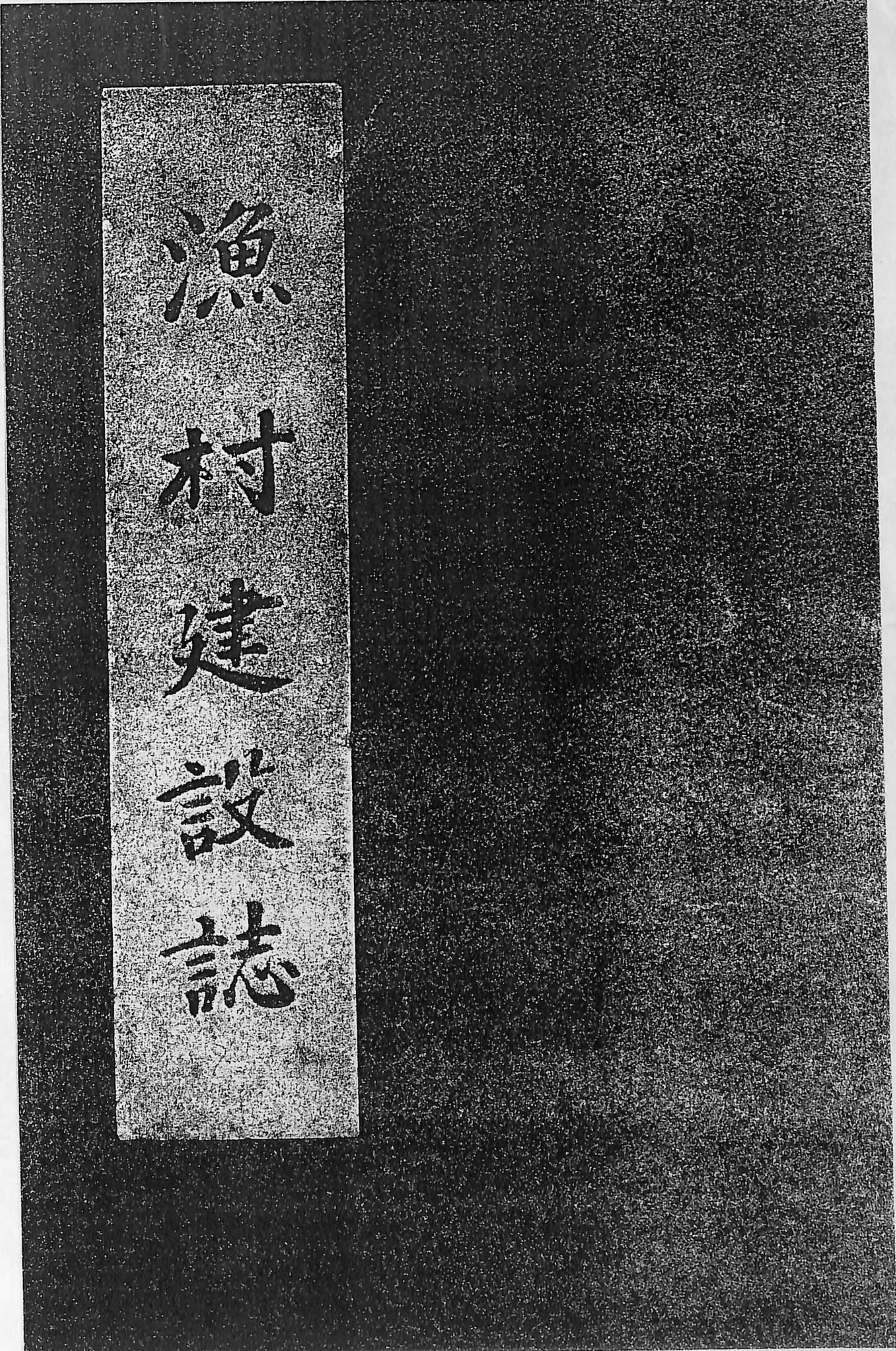
斎藤十郎兵衛



池田七五郎

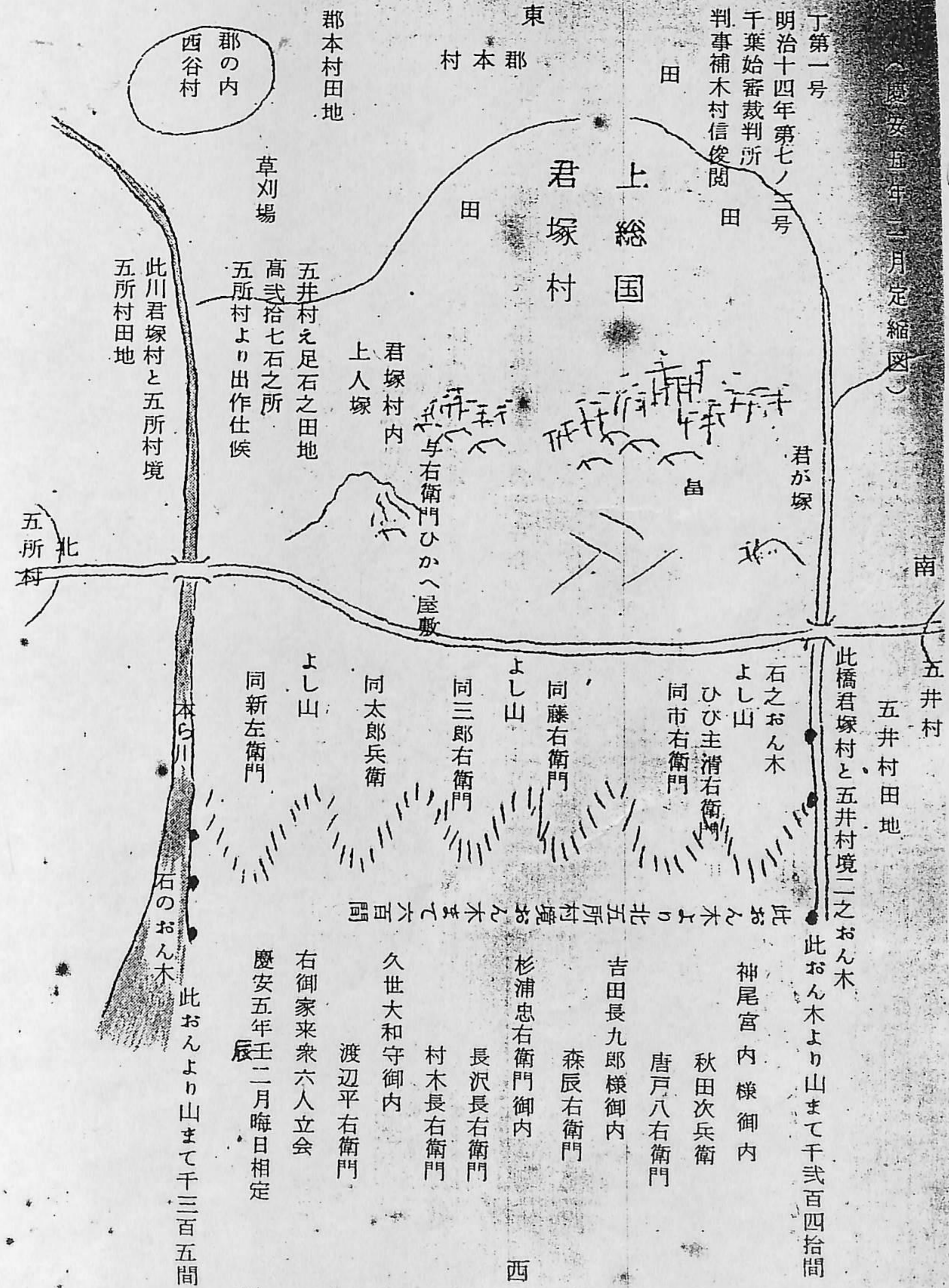
當時の功勞者なれど寫眞不明の爲氏名のみ掲載す

池田三郎平



漁村建設誌

（慶安五年二月定縮図）



漁村建設誌

目次

顕彰碑文案

第一章 はしがき……………(3)

第二章 君塚村海面接場の決定事情……………(9)

第三章 金杉浜塩浜開発事情……………(11)

第四章 君塚村附寄洲開発事情……………(12)

第五章 海面拝借願並為取換書関係事情……………(13)

第六章 山林原野並雑種地関係事件……………(17)

第七章 千葉始審裁判所詞訟事件……………(23)

第八章 東京控訴裁判所控訴事件……………(42)

第九章 大審院上告願末……………(60)

第十章 訴訟終了後に於ける不祥事件……………(69)

第十一章 訴訟中に於ける村内の動静……………(85)

第十二章 あとがき……………(95)

附一 闘争考……………(97)

「二」村のほまれ……………(101)

題字 立石 与志 知

顕彰碑文案

明治十四年十二月五所金杉村は千葉始審裁判所に村地籍横領回復並海面入会塚方請求の詞訟を提出し我が君塚村附寄洲の所有権並其地先海面の漁権を侵さんとするや本村民は憤然蹶起萬難を排して之か克服を期し給代斎藤重郎平氏佐久間政吉氏斎藤貞蔵氏池田七五郎氏池田三郎平氏及代官人中野武營氏を煩し之と折衝論辨せしめ明治十六年九月七日遂に勝訴の榮冠を得たり然るに原告は其判決に服せず更に東京控訴裁判所に控訴せるにより本村は給代斎藤重郎平氏佐久間政吉氏斎藤貞蔵氏及代官人土山虎四郎氏に委任し応酬論辨大に努め明治十八年九月九日再び始審裁判の如しと判決され曲直こゝに決定せり其間給代各位には実地の検証に証憑物件の整理に論辯の究明に鞠躬尽瘁せられ八十有余の村民亦一致団結臥薪嘗胆其勞言語に絶するものあり次て原告は又其判決を不法とし更に大審院に上告するや大審院は其の旨趣を審議の末之を受理せず茲に裁判は全く確定し君塚村は完全に附寄洲の所有権並地先海面の漁権を確保するを得たるは偏に各位奮闘努力の賜なり今や本村は健全なる漁業協同組合を組織し一意専心生産力の増進を図りつゝある時往時を回顧し坐るに先輩各位の鴻業を忍び感懐転に禁する能はず茲に組合員胥謀りて顕彰碑を建設し一は各位の効績を永遠に顕彰し一は永く之を後昆に伝え以て本村将来の振興発展に資せんとす

昭和三十一年三月九日

漁場不法侵入事件裏

明治二十年五月四日五所村民の大家君塚漁場に不法侵入の際之が防衛の為傷害をうけて勾引留置され千葉控訴裁判所に於て審議の未免訴又は無罪の宣告を受けた人

○ ○ ◎	○ ○	○	○
伍事 事務掛	大池 荒池 鶴池 池 多池 池 露池 齋藤	野田 井田 岡田 田 田 田 崎田 田	八 乙久 平新 善兼 峯勇 長四 仲藏
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
浦用 地掛 主 代	三池 池 池 池 鶴池 池 池 池 露池 露池 池	島田 田 田 田 岡田 田 田 田 崎田 崎田 田	三 四 三 清 五 五 三 樞 十 作 七 五
○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
組小 前 代	池池 荒池 池 池 池 佐 佐 佐 池 齋藤 石橋	田田 井田 田 田 田 久 久 久 田 藤 橋	寅伊 次久 善次 直政 吉平 芳七 太郎 兼市

○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
會齋 齋石 鶴中 鶴福 福片 林福 池池 池池 齋藤	根藤 藤橋 岡村 岡尾 尾喜 尾治 田田 田田 藤莊	字五 三音 郎太 藤 伊治 五 采治 才五	平郎 藏吉 吉郎 七 平次 七 郎七 七 市郎
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
立池 齋菊 菊中 鶴片 布切 福福 池池 池池 鶴池	石田 藤地 地村 岡岡 川川 替尾 尾尾 田田 田田 鶴田 池田	典伝 貞藤 三周 長峯 太 巡庄 < 太 十 次 太	市藏 藏吉 郎藏 平松 郎八 吉 ぬ 郎 郎 郎 郎
○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○	○ ○ ○
立齋 藤中 中鶴 中鶴 福切 貝林 宮福 中齋	石藤 田村 村岡 村岡 尾替 塚 崎井 島藤	興彦 五 小 勘仁 吉源 丑	次郎 八 藏郎 藏郎 吉郎 郎 郎 藏郎 郎 平起 八 平

本件 被告人

右辯護人

免訴 無罪

免訴 無罪

免訴 無罪

免訴 無罪

宮池崎	田	仲岩次	鶴池岡	田	平達治	立池石興志知	田	興	清榮
木本	切替	林野	河野	荒井	岡本	齋藤	鶴岡	鈴木	鶴岡
力藏	岩雄	三俊	榮恭	久幸	正倫	要藏	三郎	次吉	貞吉
齋藤	鶴岡	三郎	池田	佐久間	星野	鶴岡	切替	切替	齋藤
齋藤	鶴岡	三郎	池田	佐久間	星野	鶴岡	切替	切替	齋藤
齋藤	鶴岡	三郎	池田	佐久間	星野	鶴岡	切替	切替	齋藤

計 一四一人
建碑委員



第一章 はしがき

我が君塚浦は養老川の河口洲を突堤として西南の風浪を防ぎ白幡川の水流と養老川の排水をうけて絶好なる地の利に恵まれ其漁場は貝類の生育海苔の養殖に最好適地として他の齊しく羨望する所である。加ふるに之が経営に当つては健全なる組合を組織して和衷協同絶えず生産の向上に研究努力せられ其前途洋々として寔に天下の至宝といふべきである。

然し翻て今より七十年の昔を顧る時は其漁場に対し其漁権に対して大いなる故障と絶えざる圧迫を受け多分に渉る訴訟事件の裡に快々として働く村民の憂鬱憤懣言語に絶するものがあつた。それを我等の父祖は克くこの生活の苦境を克服し臥薪嘗胆奮闘努力の結果其漁場を確保し其漁権を確得して我が漁業経営の基礎を磐石の安きに置かれたのを見るとき、坐るに、過去に於ける父祖の大いなる労苦と之が衝に當つた指導者各位の鴻恩に感謝し、現在に於ける自己の幸福を思はずには、いられないのである。

今や星移り物変り世のさまも著しく変遷するにつれ、やゝもすれば「のどもと過ぐれば暑さを忘るゝ」諺をそのままにこの苦難の昔を忘れて自己生活に陶醉するの愚を肯てするものがあつたなら、忘れるものがある。真の文化人としての根本の道にそむくものではないでしょうか。否我が祖先に対し誠に申訳のないことではないでしょうか。我等は我村のような変転の多かつた漁村の建設に対し常に古老か身を忘れ家を忘れて尽してくれた破格の苦難を忍びつつ其心の奥に抱いていた大理想に向つて共に邁進してよりよい、より明るい漁村の村づくりに進まねばならぬと確信するものである。

然し過去の事情については、漸く古老の減少するにつれ、今は当時の事件に關係した人は絶無となり、又当時父祖の膝下にあつて語られた物語に齒をくひしばつた人も年々其数もへり、其真相を知る為には、当時

の書類による外はなくなつた。幸にこれ等の書類は組合当局によつて深く秘蔵され年々九月十八日の事件記念日に其虫干をして一般の観覧に供し当時を思ひ出す機会を与えてくれてゐるが、昔の書類は其書体がむづかしく殊に公事に関する文章は難解の文語で綴られ其意味をつかむにさへ困難な所もあつてとても一読其意を了解するは容易でない。よつてせめては其意味なりとも現代人に読み易いようにと思ひ、尚其資料が如何にも多く一日の虫干には之を見終ることはとても出来ないでせめては之を整理して一篇にまとめたいと念願して居た折、会々組合より熱心な懇請もありこゝに其要点を編述して漁村建設誌と題し、之を公表することにした。

全篇の構想は如上の趣意により大部分文章を口語に改めつとめて年序を追つて之を書き間々筆者の意見や挿話などを記入することにした。事件の証憑書類の如き今となつては只判決書によつて一方的に之を推究するに過ぎないし、又判決文書の論旨もつとめてやさしく分解して其事実や意味をわかり易く書き改め、最後に其原本をあげる様にしたが其意味の深奥な所は全く原本に求めなければならぬのと、又当時総代の方が心をこめて作成し上書した幾篇かの文章は言々人に迫るものがあつて其精神は永く後世に伝うべき名文であると信じ原文そのままをのせた。しかし、事件の核心をついて論辯した脩進社の鑑定書は原本あまりに浩瀚なので其必要な一部は之を口訳して載録したが大部分は之を割愛したから進んで深く法理を究めようとする方は組合所蔵の原本によつて之を明らかにしてもらいたい。

今やこの原子力時代にそんな古いことをくどくどと書き上げてと笑はば笑へ、我等が祖先は、こんな風に努力して村の建設をしてくれたのであり、あの原子力の発明も活用も結局我が祖先のもつていた其魂の結晶であり、発展であると考え、少くとも其底には、一脈精神の相通するものゝある事を思う時、こんな仕事もあながち無駄事ではあるまいと思う。まして村の漁業組合では貴い顕彰碑を立て、我祖先の遺徳を永遠に伝えようと計画されるとき、之と関聯して先ず其真相を明らかにしたい念願から出発したことは一層意義あることゝ信ずるものである。

もしこの小篇によつて其内にひそむ遠き昔より、我が祖先が我が漁村建設のために奮闘し努力された脈々たる不屈の精神を学び現在の時勢に即応して将来より明るい漁村建設に当らるゝ方々の心の糧ともなることが出来たならば望外の幸である。

第二章 君塚村海面稼場の決定事情

今を去る殆んど三百年前慶安五年度に五所村より君塚村に対し海面稼場のことにつき争論があつて評定所に訴え出た。その時評定所では評議の結果各地頭方より検使を遣はされ両村の境界を定めよとの事だ始めて両村海面稼場の区域を定められたのである。それは君塚村と五井村との境に石の榜示杭三本を立て、(その中沖の一本はよし山より千二百四十間)又五所村との境にもボラ川見通に石の榜示杭三本を立て、(その中沖の一本はよし山より千三百五間)双方共沖の石杭を基準として五井村境より五所村境まで六百間を君塚村の稼場と定められ、各地頭より遣はされた家来六人立会の上慶安五年二月晦日之を絵図に明示して其稼場を確定されたのである。

其後寛文五年度に至り又其稼場につき五所村より評定所に訴へ出たが君塚村では出頭の上前記の絵図面を示した所、「既に相済みたる公事を重ねて五所村より申出てられたるは不屈である」とし弥々先年の通相守るべき旨仰せられ先年の絵図面に裁許の裏書をされて渡された。君塚村の稼場は之によつて益々其基礎を固くした。

其後又、七十年の星霜を経て享保二十年度に霞山事件の争論があつた時も夫のボラ川見通の榜示杭を以て

両村の浦境と定めてあつたことは両村から評定所へ差出したる一札によつて明らかである。それから六十有余年を経て享和年度になつて五所村の者共君塚村の海面に入込み貝類を掘り採りたるより竟に一条の紛議を起し君塚村より評定所へ出訴の末熟議内済となつたが、其内済の議定書及済口書にも「浦方の儀は先年奉請御裁許の通両村共相守り申すべく」とあつて、君塚村の稼場はいよいよ明確となつた。降て明治六年に至るまで君塚村では網役永を納め、その海面所有権を保有して来たのである。

第三章 金杉浜塩浜の開發事情

天明二年武州豊島郡金杉村庄左衛門全郡坂本村又兵衛なるもの金主数名を嘯集し八幡五所君塚三ヶ村の海面凡三百町歩を開発しようとして出願した。しかし、身元御調を受けた爲に百十町歩に減歩願出たが、又地元村より苦情があつて今度は百町歩に減少して願出た。所が天明三年八月になつて普請役秋月恒次郎長谷川権内出役実地御調の上八十六町五反九畝十五歩と決定し埋立に關する土取場堀割通路等各般の指示をなし委細了承の上天明四辰年二月十八日願主二人は勿論家主、金主並八幡五所君塚五井各村総代連署の上奉行所に開發許可の請書を提出して開作を進めた。そしてその塩浜請地は八幡五所君塚三ヶ村の地先海面を合せて八十六町五反六畝十五歩であつたのであるが、天明年度以來開作して塩田並耕作地等となつた地所は改正反別七十町五反六畝十五歩の海面は僅に十町余歩に過ぎなくなつた。又開發地も其後数人の手に渡り、更に又、其先々の人手に渡つたものもあるが、寛政二年三年の洪水の爲海手の方の塩田及其圍堤は破壊して元の海面となつたが其後は天明年度開發の旧蹟をも認められなくなつてしまつた。

第四章 君塚村附寄洲開發事情

君塚村では天明年度自分の地先海面にこの塩浜を見立て開發の官許を得たことを聞き、「昔から自村限り進退していた海面を、斯く江戸住居のものにまで開發を願はれては後來、いかなる景況に成り行くやも計り難い」と憂慮し、彼等が官許を得たる海の極所より時の地頭に附寄洲開發を願出で、その附寄洲三十町八反八畝十六歩に対し小物成税として、年々米八斗四升四合金一貫百三文を納め、明治維新になつて小物成税廃されてからは附寄洲税として金一円十錢三里米八斗四升四合の二種を納めてきたのである。

而してその内一町九畝十五歩の地は慶応三卯年中旧御代官小川達太郎に対し銀下無年季として開作願出汐除堤築立開墾に取掛り、慶応年間既に開發し五井村人から、小作証をとつて小作させ、又一部の場所は開墾に着手したが洪波のため、流され今は杭木の跡のみ残つている。そして末だ地形をなさない二十九町七反九畝一步の附寄洲は海面寅の二十三度の方位にあつて其極端高手の方はボラ川見通沖なる右の榜示杭より七十間の位置に満潮時には海水を蒙り、干潮時には干潟となつてゐる。

また既墾の一町九畝十五歩に対しては、明治四年木更津県より六年の開墾銀下継年季願を受け、次に明治十三年六月二十八日該附寄洲開墾銀下継年季願出で之に対しては、時の戸長今井大次郎異議なく之に記名調印して郡役所に進達したもので其所有権は確實に保有してきたのである。

更に又、千葉始審裁判所の裁判決定後一層其所屬を明確にする爲明治十六年十月十七日海面附寄洲民有地編入願を千葉県令宛提出した。

海面附寄洲民有地編入願

上総国市原郡君塚村字金杉沖千二百二十番地。

地種 附寄洲三十町八反八畝十六歩。

反別 内一町九畝十五歩開墾既成分。

二町二反九畝廿七歩開墾着手後荒地の分 二十七町四反九畝四歩 未開墾の分。

納税 明治五年まで小物成と唱へ米八斗四升四合氷一メ百三文を年々完納す。

明治六年より附寄洲地税に編入され之を完納せり。其証は明治四年旧菊間藩御物成皆済目録（第一号証）

並明治六年千葉県租税割賦帳（第二号証）に於て明確なりとす。

事由 本地附寄洲の生せしは其何れの年度なるや今之を詳にするを得ずと雖も該海面の成跡を爰に証明せば該附寄洲の本村の地先海面に存すること並従来所得の慣行あるを徴するに足るへし。今を去る殆んど二百三十余年前慶安五年度に於て本村と隣村五所村及五井村と該海面争論ありし時裁許を受け稼場の区域を定められたり即其裁許図（第三号証）中ボラ川見通右の榜示杭今猶存せり。其後寛文五年度に至り再び争論を生し幕府評定所の裁許を経て慶安年度の区域を守るべき旨の裁許図面裏書を与へられたり。其後享和年度に至り五所村の者共該境界を侵し貝類掘取りたることより竟に一場の紛議を生し出訴の末熟談内済なし議定書（第四号証）を交換し済口書（第五号証）を提供せり。其証にも「浦方の儀は先年奉請御裁許の通兩村共相守り可申候」とあり。夫れ斯の如く該海面は数回の裁許を経て本村の地先なる事蹟は甚だ明確なるのみならず該附寄洲の本村地先海面中に出生せし、地盤なることも亦甚だ明確なり。而して本村が該附寄洲に対し租税を輪納せし由来を釋ぬるに、天明年度金杉村庄左衛門坂本村又兵衛なるもの八幡五所君塚三ヶ村の地先海面に於て三百町歩の海面埋立塩浜新開を目論見たり。然るに本村等に於ては我地先の海面を他村の者に、占領せられ番に捕魚採藻の利を奮はるゝのみならず往々附寄洲新開の目途あるものをも失

うに至るを嘆き、当時塩浜新開に故障を訴へ、漸くにして、塩浜新開願出人には八十六町余を許可し其他は旧の如く地元村に於て、之を資用する所となりたり。其事實は当時願人庄左衛門又兵衛の願書（第六号証）に於て明瞭なりとす。然れども将来再び前轍を踐み我が地先の海面を他より奪去せられんことを慮り、爾来小物成として前掲の納税をなし益々本村の所有権を鞏固ならしめ、以て漸次開墾の業を起さんと企図したるものなり。是れ即ち納税の起因なりとす。

降て慶応三年に至り当時の地頭に願ひ該附寄洲の内第一区一町九畝十五歩を開作し今現に耕地となれり。其第二区も第一区に引続き開作に着手せしが風浪の為破壊され、今は荒地となれり。其証は実地に堤塘の存在するもの及杭木浪除等の痕跡顯然存在する所を觀て明瞭なり。是れ即ち該附寄洲は既に開墾着手に係る成績なりとす。

明治九年地租改正御調査の時に方りては地引帳へ該附寄洲新開未開の分を合せ附寄洲凡反別二十二町歩持主池田三郎平外八十四名と書き上げ、又明治十三年山林原野御取調の時は一筆限帳へ開墾地既成分は附寄洲一町九畝十五歩村中持主総代齋藤貞次と書き上げ、而して此地は鐵下年期の願書を呈せり。其他未開墾の分は附寄洲二十九町七反九畝一歩村中持地主総代齋藤貞次と書き上げり。以上の調査は戸籍役場を経て県庁へ御納め置きたるものなり。

而して御庁に於て調査中何ぞ図らん隣村五所金杉村より謂れなき苦情を唱へ種々の口実を設くる所となり遂に五所金杉村より訴を起すに至り爾来原被告訟庭に於て事實成跡を審明の末裁判書（第七号証）の如く原告者五所金杉村の敗訴する所となり本村の権利を保有するの榮を得たり。是れ即ち民事裁判の結果なりとす。

所有の理 前条の次第に付開墾既成地の反別一町九畝十五歩は明治九年第六十七号御布告第五条「其地代金を納めずとも既に着手するものは、直ちに其者の所有に定むべし」とある法条に準し民有地に御編入相成度事。

一旦開墾に着手し今荒地となりたる反別二町二反九畝廿七歩は明治十年第八号御布告民有荒地処分規則

第十四条に「川成海成湖水成等の荒地にして持主持継ぐべき望ある者は十年までの年季を定め無代の券状を附与すべし」とある法条に拠り、民有荒地に御編入相成度事。

未開墾附寄附凡二十七町四反九畝四歩は漸次開墾着手の場合に於て更に其方法並年季を見積り出願すべくに付其迄は、明治六年第二百七十二号御布告地租改正施行規則第八則に「海川の附寄洲湖水縁等の不等地云々の何不足地凡反別何程と記し地価相定め規則の通収税可致候事」とある法条に依り相当の賦税を定められ、民有地に御編入相成度事。

右上願の通速に御処分被成下度此段総代連署を以て奉願上候以上。

千葉県市原郡君塚村 総代

齋藤重郎 平
佐久間政吉
齋藤貞蔵

千葉県令船越衛殿

第五章 海面拝借願並為取替書事件

明治八年大政官よりの布告によつて各村の海面稼場は凡てその地先海面であるやう定められた。そして全年大政官第百九十五号県庁丙第四百十八号全第百二十号等を以て海面拝借願の儀仰出され、各村より、絵図面を添へて三月十日午十二時までに願出ることになった。

そこで君塚村ではこの、浦境について五所金杉村と協定する必要があるので其旨五所金杉村に申出た、すると、五所金杉村では「今度改めて入会拝借を願ひたい」と君塚村に申出で話がまとまらず、来十五日まで願書提出の日延を願ひ出た。

次で、又両村から申出た境界の間敷に異論が出て其まゝ、会談がのびのびとなり、君塚では二十一日夕刻までまつてゐた。五所側では其晩二時になつて、やつと嘉永二年に御代官岩田鍬五郎測量の八幡五所村地図を持参したが、其間敷に於て、君塚村用掛か安心出来ず、又談がまとまらなかつた。

其間三月廿一日に君塚村では始末書を五大区出張所に提出した、其要点は五所金杉村では、「新規に入会稼方いたしたい」と申張りましたが、君塚村では、「近年農作に不作の年が多く、海面の稼にて漸く活計を立てる仕末であるから入会にならねば困る」といふので、熟議は出来なかつた。

三月二十一日付にて、又もや仕末書を提出した。それは五所金杉村では「君塚村で入会拝借が不承知なら、両村の海面は残らず、五所金杉村の地先であるから、右の事を県庁へ出願するに依て念の為、申入れます」と言切つて協議は全く不行届となり、君塚村では、仕末書により、大区取扱所に、何卒特別の御仁恤を以て従前の様に申付けられます様歎願した。

三月廿一日又復仕末書を提出した、それは、君塚村から「両方浦方の儀は、其浦方の差図を受け入込様に

いたしてもよい」とまで申出たが、五所金杉村では「丙第二百二十号の御違があつた上は、居村地先の事が至当であるがそれが、不承知だとすれば、この三ヶ村の海面は残らず居村の地先であるから、右の段を以て、県庁に出願するから、念の為断ります」との話であつた。然し君塚村では「村の附寄洲の税金も早くから、上納してゐるのであるから新に出来た金杉新田の地先でもありません」と仲々聞入れません。こんな風で又復協議は不調となつた。

翌三月廿二日になると五所金杉村では、会議の末俄に「従前は入会であつたのであるから」と申出て来ましたが、君塚村では「もし従前入会であれば丙第二百二十号に基く談示はいりますまいし、殊に先般の絵図面に調印する謂れはありますまい」と談示しましたが、五所村では自儘の事のみ申し協議は全く不調となつてそのまゝに打ち過ぎてしまつた。

二十三日には午後六時頃に山木村東条養仙代として、広瀬徳次が出席した。想ふに、五所村から協定を頼まれたであらうか。然し廿四日午後二時まで、談合ふもまとまらず、余儀なく又二十五日まで、日延を差出した。二十五日になつて小区扱所の役人二人出張して「境界は従前通り定めたい」と申されたので君塚村用掛は安心したが、然し五所村に従前の義を尋ねたところ全村用掛中村孫四郎は「高手四百式拾間沖手四百間であるが、折合専一に考へ高手四百二十間中手三百五十間と当村用掛決議の上図面に記載した」といはれ、尚五所村では、従前は両村境界より百五十間といふ確証があるそうで云々とても拜借図面に間数を記載されそうもなかつた。

そこでいくら協議しても、懇談の出来る目あてはありませんから君塚村では「此上はどんなに処分されても御恨みいたさない」と詳しく仕末書を書いて扱所に提出した。

四月二十日になつて小区取扱所も心配して「八幡五所村との境界の熟議が出来なければ君塚浦丈図面相添願出る様」仰せ渡され君塚村はそれを承服したが五所村に談合つた所「為取替書がなくては調印出来ない」といつて承知しない、そこで小区取扱所でも大いに心配してくれ「それでは双方の次第を一紙に認め一時為取替書を作成し置き、両村の境界の定まつた上真実の為取替致す様」と厚く説諭があつたので五所村に相談

した所、とても聞入れません、そこで君塚村は「為取替書を大区取扱所へ差上置き双方熟議の上は無論双方共苦情ある節は取消す様願ひ置いて営業いたし度い」とまで譲歩して相談したが、五所村では少しも承知の色なく全く協議不調のため右の次第を書面を以て、取扱所に上申した。

四月二十日になつて漸く取扱所の御話に基き為取替書を提出することになつたが両村の会見以来実に十回に涉つたのである。

為取替書と同時に海面拜借願を提出した今其全文をあげると、

為 取 替 書

第五大区五小区市原郡五所金杉村

君 塚 村

昨八年大政官第九十五号県庁丙第四百十八号全第百二十号等を以て海面拜借願の儀被仰出候に付右御布告に基き、今般協議の上左の通約定致候。

- 一、君塚浦の内ボラ川見通の境界石杭より五井境間数右石杭より末申の方三分の一通は全村並五所金杉塚場に取極残の三分の二通は君塚一村の名目を以て拜借候、場所と雖も五所金杉村と稼方入会に可致候事。
- 一、君塚村居下五所金杉地居住の者は「ボラ」川か未申方三分の二通に居住の者は本村同様稼方致残り三分の一の処に相当り五所金杉地居住の清水徳平、清水政吉、小倉興七外稼方不相成候事。
- 一、五所金杉浦の義は同村並君塚八幡三ヶ村入会海面に取極候に付しかと境界杭相立候上別紙にて為取替可申事。

一、税金の儀は稼中割合年々納税以前無遅滞出金可致様取極申候事。
右之条約取極候に付為取替証連印相定候事仍而如件。

第五大区五小区市原郡五所金杉村

用 掛 中 村 孫 四 郎 印

明治九年四月廿三日

全区同郡君塚村

海面拜借願
五所金杉村
君塚村
合併兩村地先
一、捕魚貝採藻

掛	池	池	林	佐	福	中	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三
市	郎	治	政	五	周	桑	次	郎	与	次	五	一	源	留	伝	源	源	伝	源	留
郎	平	作	吉	郎	蔵	七	郎	松	八	郎	郎	郎	治	吉	蔵	蔵	蔵	治	吉	郎

此一々年拜借料金九円
 右捕魚貝採藻稼方致度御許可の上は書面の拜借料上納可仕候。仍而近村と協議の上別紙稼場絵図相添奉願
 願候以上。

第五大区五小区五所金杉村願人

明治九年四月廿三日

同区同郡君塚村願人

掛	池	池	林	佐	福	中	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池	池
田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田	田
三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三	間	三
市	郎	治	政	五	周	桑	次	郎	与	次	五	一	源	留	伝	源	源	伝	源	留
郎	平	作	吉	郎	蔵	七	郎	松	八	郎	郎	郎	治	吉	蔵	蔵	蔵	治	吉	郎

前書の通相違無之に付奥印仕候以上

一 千葉県知事柴原和殿

池田七五郎
戸長 齋藤重郎 平啓
区長 神戸

四月廿九日小区取扱所より「海面拝借願の儀是迄熟議行届候場所迄更に解約追て何分の御沙汰有之まで従前の通稼方可致」御達示され図面並拝借願共に御下渡に付御受書並為取替書引換の趣談示いたした処、五所金杉村では色々不服申出御受書も差出さなかつた。そこで段々談示いたした所、是迄熟議の出来た君塚浦解約の御達は其意を得ず杯と申、殊に為取替書引換の義は、私一人にでも不承知などと申すものあり、甚迷惑いたし無拠又復大区出張所に出願した。五月二日に至り三ヶ村総代用掛連署にて受書を呈出し三月以来、もみにもんだ海面拝借願もこゝに全く終焉となつたのである。其全文は、

御 受 書

第五大区五小区市原郡

八幡宿五所金杉村君塚村

海面拝借願の儀是迄熟議行届の場所まで解約追て何分の御沙汰有迄従前の通稼方可致御達の趣被御申渡一同承知奉畏候。従前仕来りの通貝類取揚方可仕候依之御受書差上申候以上。

右宿 小前総代 吹原周吉
" 用掛 杉井茂七郎
右村 小前総代 菊地弥一郎
用掛 中村孫四郎

小前総代 林治作
用掛 池田市郎

五小区扱所御中

かくて両村の為取替書は解約され、今は無用の一紙となつて爾後は再び従前のやうに両村共地先漁業の外はお互に入会漁業をしないことになつたのである。

従て明治十年四月五所村の大塚吉平が君塚村で立網をする際も証人を立て、君塚村に願ひ出て其許を得て行つたのである。

第六章 山林原野並雜種地關係事件

明治九年には全国の地租改正があつて各町村の田畑山林原野雜種地等を実測して一筆限の地図を作成し地引帳を作り更に一筆毎に之か等級を定めたことは実に曠古の大事業であつた。然し、其仕事の困難なため県より各地方に係官を派遣して専ら之が指導督励に当らせた。市原郡には鶴舞町に其派出所があつた。

明治十三年にはその仕事も一通り完成したので田畑山林原野其他雜種地等につき検閲調査があり、一筆限帳は君塚村は全年四月中に五所金杉村は全年五月中に進達した。

明治十三年六月廿六日には山林原野検査官平川武則遠山菅業の両氏聯合内山林原野検査の為出張するに由り量器取揃へ不都合ない様いたし置かるゝ様迅速御達があつた（五所金杉村は即刻八幡大橋屋へ出頭する様）そこで君塚村では池田久平齋藤五平、池田三郎平、齋藤貞次、池田市郎外人足四名出頭して無事検査を終了

した。明治十三年十二月組合十一ヶ村事務掛組合総代人四隣戸長集合し地位等級簿各村基準を調製し一同調印した。

十三年十二月戸長役場から至急入用であるから、山林原野其他雑種地等級簿控の分使の者に相渡す様との御達付に付すぐ之を提出した。

十三年十二月戸長より君塚村附寄洲及海面に係る故障の申出があつたといふので派出官から御呼出のあつた旨達を受けた。

十三年十二月三十日「改正係より御尋があり答弁にも差支あるにより兼て提出して置いた一筆限帳控簿を下り渡される様」戸長役場に申出た、処が役場から「五所金杉村から右雑種地に付故障の申出（附寄洲を抹殺するとの事）があつたので下渡すことは出来ない」旨申渡され大に驚いたが余議なく改正御出役に出頭して事情を申上げ「君塚村では一筆限帳の控簿もなく今後大に差支があります。五所金杉村より故障申出によつて右帳簿はどうしても御下渡は出来ませんでせうか差懸りの儀もありますので、御下渡の義至急御指示を願いたい」と書面を以て何を出した。

右に対し明治十四年一月二日戸長役場から「書面伺出のことは五所金杉村より申出があり、其筋へ経伺中に付下附は出来ないによつて写を以て交付する」と別紙写を下附された。

山林原野其他雑種地々位等級簿

上総国市原郡君塚村

市原郡君塚村

十六番内	芝地十五歩	一等
字北畑	藪地二畝廿五歩	二等
七百七十二番		
字川間		

八百九十三番	芝地三畝廿九歩	三等
字リッノ木		
九百廿四番内	林一反五畝十一歩	三等
字西		
九百四十五番	林二十七歩	三等
字西ノ後		
千二百廿番内	附寄洲廿九町七反九畝一歩	
字金杉沖		
千二百廿番内	附寄洲一町九畝十五歩	三等
字金杉沖		
全反別三十一町一反二畝一歩		

此沢林一反六畝八歩。芝地四畝十三歩。藪地二畝廿五歩。附寄洲三十町八反八畝十六歩。内沢一等地一畝十二号。二等地六畝廿四歩。三等地一町二反四畝廿六歩。類外附寄洲廿九町七反九畝一歩。右者当村山林原野其他雑種地々位等級組合各村比準に依り調査候処、書面之通聯相違無之御座候依之一同連印を以此段上申仕候也。

君塚村地主総代人	斎藤五平
事務掛	池田四郎
五所金杉村地主総代	岡本久松
事務掛	今井辰五郎
西の谷村地主総代	河野辰五郎
事務掛	河野辰五郎
岩の見村地主総代	高沢与平

五井村地主総代理人	高沢八郎
事務掛	宮崎小三郎
中島与十郎	平
立野伝十郎	〃
大野吉郎	〃
朝倉駒吉	〃
伊藤茂	〃
中村治郎右衛門	〃
森利兵衛	〃
大野清次	〃
高沢安太郎	〃
和田美喜満	〃
永井耕四郎	〃
神崎恭三郎	〃
今井六次郎	〃
谷八太郎	〃
桐谷太太郎	〃
米津吉五郎	〃
相川小太郎	〃
戸長代筆生	〃
戸長代筆生	〃
組合総代理人	〃
事務掛	〃
五所金杉外三ヶ村戸長	〃
出津村外三ヶ村戸長	〃
村上村外一村戸長	〃
五井村戸長	〃

明治十四年一月三日左の伺書を提出した

御伺

当村山林原野其他雑種地等級簿の内一冊は改正掛へ進達相成候哉且は五所金杉村より故障申出候に付写

を以て其筋へ伺中の旨被申聞も有之依ては二冊共役場に留置有之候哉兼て心得置申度此段御伺候也。

明治十四年一月三日

君塚村総代 齋藤 貞次
齋藤 五平

聯合戸長役場御中

右返書朱書符箋

書面伺の趣者経伺中に付二冊共役場に備へ有之候也

十四年一月九日五所金杉村より君塚村に係る附寄洲の義に付至急尋ねることがあるから両村地主総代事務掛は即刻八幡宿出張先に出頭する様県官宮原直吉、遠山誉業の両氏の名を以て達があつた。

十四年一月君塚村ではこの附寄洲に対し五所金杉村から故障の申出もあつたので村中一同協議の上その事情に明るい方を部理代人と相定め広い権限を委任することになり、事務掛池田四郎次外二十五名の村役員連署を以て齋藤重郎平外三名に左の委任状を交付した。

委任状

齋藤重郎 平
齋藤五平
佐久間政吉
池田三郎 平

当村附寄洲に今回五所金杉村より故障被申出候間村中一同協議の上撰着右四名高点ニ付部理代人相定村中の名義にて左の権限の事を代理為致候事。

一、附寄洲に五所金杉村より故障の筋申開き并天明三卯年中八幡五所三ヶ村地先海岸附洲見立地の内塩浜反別は今見立反別より増加候ニ付取調願其他海面境界一切の事は右代理為致候上者訴訟費の儀者日当金七拾銭と相定め臨時諸費共反別割を以月始無差悶出金可致候且前件

熟れに相成候共毫末も御恨み中間敷候仍而委任状如件

明治十四年一月

一	事務掛	池田四郎次(印)	伍長	池田久七(印)	伍長	池田清五郎(印)
伍長	佐久間吉平	齋藤久次	伍長	立石与次郎	伍長	鶴岡平四郎
伍長	中村小三郎	池田久平	伍長	鶴岡平四郎	伍長	池田七郎
組長	齋藤仲蔵	兼吉	伍長	池田七郎	伍長	池田周蔵
組長	齋藤三蔵	常吉	伍長	池田村	伍長	池田周蔵
組長	林治作	仁平	伍長	池田	伍長	池田
浦世話人	藤田五郎八	太郎	伍長	池田	伍長	池田
伍長	福尾五郎	太郎	伍長	池田	伍長	池田
全	池田市三	市郎	伍長	池田	伍長	池田

十四年一月十二日八幡宿出張先宮原直吉より、君塚村地主総代事務掛に対し五所金杉村より、君塚村ニ係る附寄洲争議の義に付御尋ねする事情がありますから、本日中に戸長同道出頭致す様達があつた。

十四年一月十五日又出頭の通達を受け書類を持参出頭したが其時は五所金杉村より別に故障の申出もなく何等の御尋もなかつたが去る九月中進達した地引帳反別の側に「區別取調中」と記載してあつたより、其わけを尋ねた所官有民有の區別であることを敬重に申渡された。十四年一月十七日県の宮原直吉より、五所金杉村から申出附寄洲の義に付至急尋ねることがあるによつて明十八日午前十時時間違なく八幡出張先へ出頭する様通達があつた。

- 十四年一月十八日君塚村惣代より、聯合戸長に対し山林原野其他雑種地等級簿に付左の伺を出した。
 - 一、右当村聯合村内に於て当村を除く外皆達済であるのに当村分はまだ役場に留置されてある。其上村控の分まで入用だといふので役場に御渡したのにそれもまだ留置されてある。
 - 二、折柄改正掛より、等級の御尋があり大に差悶へましたが控簿もなく其筋へ再三往復して徒に冗費がかさ

むむばかりでした。

- 三、考えて見るに一冊の帳面丈けで用は足りるでせうに何の御入用があつて三冊までも留置かれるだらうと一同皺眉してゐます。
 - 四、右者連印簿であるから、後患を苦慮し必要を名として、引揚げるのですか。疑惑のかどが少くありませんから、御伺いたします。
- 一月十八日右伺に対し戸長役場から御答があつた之によると「別紙伺の義は因より、役場控もなく殊に原簿たる地引帳もないので本書との照合方に君悶へ必要であるによつて取寄せた折柄五所金杉村より云々申出があつたに付其筋へ御経伺中留置したのである」との事であつた。
- 十四年一月廿二日改正派出官に差出した書面並函面及戸長役場に於て写取つた五所金杉村等級簿を県庁へ提出した。

十四年十一月五所金杉村より「附寄洲取消」のことを裁判所へ訴へ出た。之によつて君塚村では、県庁に該件御取調の義御差扣下さる様願出た。

十四年十一月廿四日県庁より「一事件を県庁と裁判所の両方で取調べることはない」といふので書類函面共一と先づ却下になつた。

明治十四年十二月五所金杉村より「地先進退貝藻捕魚並廻船荷物揚卸妨害排除の訴」と訴名を付し千葉始審裁判所に詞訟を提出した。

村より、明治十四年一月以降提出したる「砂地増反別願書謄写願」を提出した。其ねらひはいつ、誰が願出て誰か之を受付け誰か処理したかを究めやうとするにあつた。そして其要旨は、明治十三年山林原野其他雑種地御調査ニ付一筆限帳の儀君塚村は全年四月中五所金杉村は、全年五月中進達仕爾後八ヶ月経過全年十二月ニ至り組合十一ヶ村地主総代事務掛組合総代人四聯合戸長集合致し等級簿調製一同調印後十四年一月五日迄は増反別は無之（戸長役場にて写取の日）処五所金杉村より、君塚村附寄洲を掠奪せんと両村葛藤後有心故造して（字冲廓一九三一番地全一九三二番地字南居下一九六二番地字下神明一九六五番地）反別増加を御願したことが十四年一月以降に相違なく其証左もありませんから右増反別願書を謄写いたし度何卒御聞届下さる様御願いたしたい」といふのであつた。

右に対し二月廿五日附を以て「書面伺の趣は其筋審理判決の上更に伺出る様」と県令から達があつた。十五年二月廿四日右謄写願と同時に君塚村総代人は千葉県令に対し五所金杉村山林原野其他一筆限帳有心故造反別引直しの儀ニ付伺書を呈出した。其全文次の通。

五所金杉村山林原野其他一筆限帳
有心故造反別御引直しの儀に付伺

上総国市原郡君塚村

去る明治十三年山林原野其他雑種地御調に付一筆限帳簿進達後八ヶ月経過し全年十二月に至り地位等級簿各村比準調製組合十一ヶ村地主総代事務掛組合総代四聯合戸長調印済相成然る処五所金杉村が当村海面附寄洲を掠奪せんと企て戸長（五所金杉村住民）より君塚村附寄洲及海面へ相係り故障申出候由にて改正派出官より、私共御呼出にて夫々御調を受候に付再応書面（十三年十二月三十一日）差上候処五所金杉村より故障可申廉無之候也何等の御尋無之に俄然九年中進退致候地引帳反別の傍に「區別取調中」と記載有之により官民有の區別たるべき旨敬重被御申渡依之改正派出官に差出候書面並凶面及戸長役場に於て写取候五所金杉村等級簿等悉皆十四年一月二十二日附を以て御庁へ捧呈候処、五所金杉村より、附寄洲取消出願の由にて昨十四年十一年中訴出致候に付御県庁御調の義者御差扣被下度段願上候に付全月廿四日に至り一事件県庁裁判双方にて

可取調儀無之趣を以書類凶面共一と先御却下相成爾後五所金杉村より「地先進退貝藻捕魚並廻船荷物揚卸妨害排除」と訴名を附し出訴致し目下始審裁判所御調中に有之反別及持主必要の廉有之去る十四日（十五年二月）五所金杉村山林原野其他雑種地一筆限帳謄写願出十四年一月五日戸長役場に於て写取の等級簿と照合候処過反別四筆にて増加反別六十五町五反廿歩有之前陳一筆限帳は、十三年四五月中に進達致等級簿は全年十二月にして八ヶ月の間あり尚戸長役場に於て謄写せしは十四年一月にして葛藤以降有心故造せしものなり。就ては金杉浜見立原因概略右に陳述仕候。

一、金杉浜塩浜開発の儀は天明二年武洲豊島郡金杉村庄左衛門同郡坂本村又兵衛なるもの金主数名を嘯集し八幡五所君塚三ヶ村海辺凡三百町歩塩浜に開発せんことを出願せしに身元御調を受け百五十町歩に減歩（見立反別百五十町歩より百町歩と出願せしに到底八十六町余歩に減歩せしは今般五所金杉村より裁判官に提出せし証拠物に判然たり）願ひしも地元村に苦情ありしにより尚又百町歩と減少したるにより天明三卯年八月に至り普請役秋月恒次郎殿、長谷川権内殿御出役実地御調相成候処八十六町五反九畝十五歩有之見立人庄右衛門又兵衛に於ては右反別の外入堀塩小屋等を除猶君塚村塩浜場広に付成規の増歩を引去切添の分進退被御申付度奉願候へ共御聞届不相成到底天明四年辰年に至り単に八十六町五反九畝十五歩見立人へ進退被御申付たり。

前陳の如き金杉浜にて往古より一村の区域をなせし部落と異り八幡五所金杉君塚三ヶ村地先に於て限りある見立の儀に付成規外の過反別可有之理由なきは不俟言葛藤以降奸策を企て当村千二百二十番（附寄洲地所を掠奪せんと故造せしに相違無之且証左も有之候に付元反別に御引直し方出願仕候へ共裁判所調中は御受理難相成趣依て、其筋へ右故造の廉告訴可仕候果して五所金杉村に於て当村の附寄洲を掠奪せし廉頭態致候上は全村の苦情に不拘御引直し被成下候哉此段奉伺候右は一村内興廢に關し候に付至急御指令奉仰候也

明治十五年二月二十二日

右村総代人

池田三郎平

佐久間政吉

齋藤貞蔵

千葉県令船越衛殿

池田七五郎
齋藤重郎
平郎

次て君塚村より千葉縣裁判所に対し五所金杉村総代人並土地増反地主を相手とり土地横領の訴並其損害賠償の訴を提出したが之に対しては次の判決があつた。

豫審終結言渡書

上総国市原郡五所金杉村
百十二番地平民農業

今井大次郎

明治十五年六月
二十七年十月

同国同郡同村四十八番地平民農業

小出伝蔵

明治十五年六月
三十四年

同村百十二番地大次郎父平民農業

今井貞蔵

明治十五年六月
四十九年四月

同郡五井村二百七十三番地平民農業

小宮常吉

明治十五年六月
三十四年九月

同郡君塚村六十四番地平民農業製塩業

多田兼吉

明治十五年六月
四十年生月不詳

告訴人上総国市原郡君塚村齋藤五平外八十三名代人齋藤重郎平外二名より被告ハ山林原野其他雜種地一筆限帳及地位等級簿を千葉県庁へ進達の際該帳に記載せる反別を符箋交換し以て君塚村人民共有地附寄洲二十九町七反九畝一步を横領せんと企図せし趣を訴へ且其為めに生したる損害の賠償を要求したるに付千葉縣裁判所檢事補磯好道に於て被告は公正の帳簿を交換したるものと思料する起訴を為たり。因て被告事件豫審を遂ぐる処被告今井大次郎小出伝蔵に於ては大次郎は戸長伝蔵は総代在役の当時郡明治十四年一月中小宮徳次郎多田元良今井貞蔵辻金五郎の四名か持主たる砂地反別丈量は実地に相違しあることを発見せしより、全月二十日付願書を以て千葉県山林原野改租掛鶴舞出張所へ其前即明治十三年五月千葉県庁へ差出し置たる山林原野其他一筆限帳中右四名の持地反別訂正を出願し同年二月七八日頃其聽許を得たる上伝蔵は該官吏の面前に於て地主の調印したる改正反別書を短冊と為し以て該帳に貼布し之に契印を捺し置たる旨申供し且告訴人に対し本訴の被告たりしに因り生したる損害の賠償を要求し其他の被告に於ては明治十四年一月五所金杉村役人より所有地丈量の差違訂正出願せざるべからざるに付改正丈量反別書へ調印す可しと申来りたる故其改正反別書に調印したる旨申供せり。夫れ本案に於ての審判は被告小出伝蔵が其山林原野其他雜種地一筆限帳を訂正せし時日を明確ならしむるを以て緊要となすに告訴人が呈供せし証拠物件の写によれば被告今井大次郎が地主総代となり該帳を千葉県庁へ差出せしは、明治十三年五月八日にして小出伝蔵が該帳訂正に用ひたる印影改印届は全十三年十月九日とす。而して該帳を訂正せし時日は他に証明すべき事項なき故単に被告の供出に依らざるべからざるに其訂正は同十四年二月初旬とす。以上三個の時日に拠て考量せば該帳反別の訂正は当初進達の時に在らざること自ら瞭然たるを以て被告五名の所為は村吏又は地主の資格上当然の事

項にして罪とならざるものと認定したり。故に右検事補の意見を問ひ治罪法第二百二十四条第二項に因て免訴を言渡す者也。

但治罪法第二百四十六条に因て此言渡に対し故障をなさんとする者は同第二百四十七条に照し言渡書の選達ありし時より一日内に其旨申立つべき者也。

明治十五年六月十日

千葉軽罪裁判所豫審判事補 辻 保
書 記 芝 沼 明

明治十五年六月十四日に至り五所金杉村今井大次郎、小出伝蔵代今井留吉より君塚村に対し仕末書を以て損害要償の訴を千葉治安裁判所に提出し同時に君塚村の被告八十六名に対し損害要償の勸解を願出たのにより治安裁判所より六月二十日出頭すべき喚出状を受けた。損害要償金額は次の通りである。

金五拾円六拾貳錢五厘 今井大次郎 分
金百拾七円四拾貳錢五厘 小出伝蔵 分

次て六月二十六日兩人は又次の仕末書を治安裁判所長に提出した。

始末書

千葉縣市原郡五所金杉村平民

原告 今井大次郎

小出伝蔵代人

原告 今井留吉

右上申仕候本訴は被告に於て原告所有地を侵奪せんが為原告村地租改正帳簿を種々短冊を貼布し之か訂正を加へ被告村の所有地を囲込みたりと原告等を讒毀し告訴を起し為に原告は多分の損害を被むりたるにより其損害を求むる訴旨なり。其顛末左の如し。

一、明治十五年三月中上告村に於て原告今井大次郎、小出伝蔵外三名へ係り公正帳簿原告等が故意を以て変造したりと上告村より告訴せし原因は従前原告村固有の砂地(海岸へり)百五十町歩有之候処上告村(に)於(て)其砂地の範圍中を侵奪せんと小物成の虚畝歩を強宰して帳簿圖面等を故造し其筋へ進達し該砂地の先へ新土手等を築立たるにより、昨明治十四年二月以降当始審裁判所へ訴御審理中の処上告は該訴訟に對し前述の如く附言抗辯相立難きを豫知し原告村が帳簿改正せしは至格を飯へたる村吏等が地方庁へ願の上公然訂正を加しを詳知しながら擅に其帳簿を交換故造したりと原告等に冤讒を蔽はしめ前に原告村所有地の侵奪の目的を達せんと慾望し告訴せしものなるも賢明なる豫審判事の閣下は早くも被告村か誣訴なることを御認知ありて其無罪の言渡に相成り、夫れ如此被告村は自己の慾望を達せんため原告等を誣告し万一の僥倖を得んと起訴せしは是被告等が悪心を以原告等を誣告せしこと明確のみならず自己の慾望を達せんが為めに種々過実悪意の申立をなしたる成績明了なるが故に茲に原告は治罪法第十六条の明文に依拠し為めに被りたる損害を要求するものなり。

右の理由なるに付原告が被りたる損害金百七拾八円五錢は速に被告村より償却相成候様御勘解奉願候也

明治十五年六月廿六日

今井大次郎
今井留吉

治安裁判所長 殿

右に對し被告代言人山田耕造は左の始末書を提出した。

仕末書

上総國市原郡君塚村

齋藤莊五郎外八十四名代

被告 山田耕造

右者本年第三千三十九号御勸解事件原告の需めに応ずる能はざる仕末謹て左に陳述す
 一、原告の本願は曾て公正帳簿を交換せしことあるにもせよ被告村民の地を横領せんことを企図して帳簿を
 交換せし旨先般被告より告訴せられたるも素々豫審に於て一時免訴の言渡相成たれば本訴により生したる
 入費の辯償を受度との心意に外ならざるべし。然れども被告が告訴せしことは素と悪意に非ず原告人等が
 公正帳簿を窃かに交換し且種々計画して被告村民所有地の中を横領せんと成したるより其証跡を掲げ検事
 へ告訴せしものにて之が免訴となるも刑に座するも被告は其費用を償ふ事實に任せず。況んや其起算する
 金員は何に起因せしや詳ならざる無慮百七十余円の多きに於ておや。被告は償却の義務は無之此段始末申
 上候也。

右
 山田耕造

明治十五年六月廿六日
 千葉治安裁判所長

判事補山中正義殿

尚被告代人山田耕造は千葉始審裁判長に対し左の意味の損害要償の答を提出した。

第一條

原告の一人なる小出伝蔵の要請する損害は如何なる損失なりしや詳記せざるを以て具さに知ること能はざ
 れども其金額は百貳拾七円四拾貳錢五厘なり。又一つの原告今井大次郎も全しく起因する所を明挙せざるが
 故に之を知るに由なしと雖も其要求する金額は五拾円六拾貳錢五厘なり。而して其請求金額掲目條款は各同
 しからず、是れ則二個の訴訟を一括して提起したるものなり。加藤今井大次郎請求金額は前述の如く五拾円
 六拾貳錢五厘にして百円未満即ち治安裁判所の管轄なり。然るに他の訴訟に併せ始審裁判所に訴へ出てたる
 如きは共に訴訟の法式に違へるものと思量す。

第二條 要旨丈けを記入す

要旨一、原告は聯帯訴訟と誤認されたやうだが連帯ならば全部が同等の積権者か同等の債務者に当らねは其

成立が不能である。

全二、本訴は権利者は勿論義務者も連帯でないから各別に訴へ出つへきてある。

第三條

要旨一、本訴は連帯にあらざる各別の詞訴権を一括して提出したものである。

全二、所求金額も異り従て裁判の管轄も異なる故共に訴訟の効なきものと思料する。

但訴訟入費は原告より弁償する様御願する。

右
 山田耕造

明治十五年八月二十日
 千葉始審裁判所長岡村為造殿

去六月十日裁決あつた告訴事件に対し九月廿七日再告訴裁判言渡書か下附された

裁判言渡書

五所金杉村	被告	今井大次郎
〃	〃	今井貞次
五井村	〃	小宮徳次郎
君塚村	〃	多田元良
五所金杉村	〃	小出伝蔵

明治十五年六月十日豫審終結したる公正帳簿交換の告訴事件に付新なる証憑を掲げ検事補磯好道より当会
 議局へ差出したるに拠り当局に於て証拠書類即告訴状豫審終結言渡書等を熟閲し以て判決する左の如し。

告訴人の提供する乙第一号乃至四号証は千葉県官平川武則、遠山誉業、宮原直吉等か市原郡五所金杉村外三ヶ
 村山林原野検査に出張通知を為し或は五所金杉村より君塚村に係る附寄洲の義に付尋問の件あるを以て両村
 地主総代並事務掛を喚徴せしものにして本訴中第五号証は告訴人から千葉県令に差出したる明治十四年以降
 砂地増反別願書の謄写願書にして被告人等を有罪者なりとの直接の証憑にあらず。其乙第五号証の如きは符

箋指令の如く主務官をも取調へたれ共受付の有無判然不致云々とあつて増反別の願書有無茫漠として未だ確定せざる所なり。斯く其所為に連係せざる間接或は茫漠たる証を以て直に被告人か故意造心あつて砂地反別を訂正し附寄洲反別廿九町七反九畝余歩の地を横領せんとの悪意を逞うして行ふたるものと酌奪するに由なし。故に起訴を許さず。

明治十五年九月廿七日

千葉軽罪裁判所会議局

刑事部 岡本 為蔵
判事補 上原 榮吉等
書記 浅見 明
芝沼

又六月廿七日五所金杉村今井大次郎外一人よりの損害要償の訴訟に対し十月廿八日次の裁判言渡があつた

裁判言渡書

原告 五所金杉村小出伝蔵代人 今井 留吉
原告 全今井大次郎代人千葉町六四四 川島 兵衛
被告 君塚村斎藤重郎平外八十五人代人 山田 耕造

損害要償の訴訟原告に於ては被告斎藤重郎平外八十五人より原告二名指し公簿を變造したる犯罪者なりとして其筋へ甚た過実の告訴をなしたるか為に原告共は莫大の損害を被れり。即本訴を出生したる原因にして此二人の訴訟権は初めより含連附帯して成立たるものなれば其損害金額の異なるも訴訟権を分つべきものにあらずとの申立なりと雖も原告は決して連帯の訴権を有するものにあらず何となれば原告か請求する損害の償金は原告各自か被りたる処の損害に起因するものにして之を分つへからざるの性質を有せざればなり。而して原告小出伝蔵の賠償の金額は百弍拾七円四拾弍錢五厘にして今井大次郎の賠償金額は金五拾弍円六拾弍錢

五厘なり。然れば小出伝蔵の請求金額は当庁の管轄なりと雖も今井大次郎の請求金額は百円未満なれば当庁の管轄にあらざるものとす。

右の理由なるを以て原告か連帯の訴状は却下候事。

但訴訟入費は成規に照し原告の負担たるべき事。

明治十五年十月廿八日

千葉始審裁判所

是より先六月十九日君塚村総代人は千葉県令に対し左記願書を提出した。

五所金杉村砂地増反別貼布短冊除去願
市原郡君塚村

同郡五所金杉村山林原野其他雑種地一筆限帳及等級簿一時進達後夥多増歩をなし当村千二百二十番字金杉沖附寄洲掠奪を企図せし証左有之候に付千葉軽罪裁判所へ告訴致候処去る十日豫審終結申渡書下附相成候間熟視するに今井大次郎、小出伝蔵等か成規に悖戻せる立言の詐偽事実附会なる理由有之御参考迄に終結言渡書及改正派出官よりの召喚達相添略陳仕候

一、豫審終結申渡書中「大次郎は戸長伝蔵は総代在役の当時明治十四年一月中小宮徳次郎、多田元良、今井貞蔵、辻金五郎か持主たる砂地反別丈量は実地に相違あることを発見」云々と。山林原野取調の事業は地主総代事務掛ありて一切を負担す、伝蔵か貼付の上契印せし当時は地主総代事務掛等に無之且帳簿中に所有の地所毫も無之無関係のものなり。(伝蔵か総代在役との立言は十二年一月村吏廃せし後布告布達諸達は各村組長へ到達相成然るに組長等か月番又は日番屢々支吾し其か為配達人は往復再三にして役場に於て、大に困却し依之戸長より組長総代を相定諸達類受取方及村中へ廻覧周知為具候様數回の申談ありしより聞へも不申立成立の諸達類を取扱ふに止るものにして地主総代と性質大に異り地租改正等に関係すへき総代にあらざるなり)

丈量相違あることを発見せしとして地主総代事務掛等を摺き増歩を短冊となし貼布の上契印せしは不当の所

為と言はざるを得ず。將た別冊第一号の如く実地丈量検査は十三年六月廿六日なり。其際一小村落の周圍程有數十町相違の反別発見なく殆んど七八ヶ所経過し何に因て発見せしや決して丈量相違を発見せしにはあらざるなり。

曰く第二号より四号までは改正派出官より召喚違にて十三年十二月中五所金杉村より当村附寄洲を兩村共有なりと故障申出候ニ付（始審裁判所へは五所金杉村貢租地なりと申立目下調中なり）

同月三十日当村は召喚を受け答書可差出旨被達則（翌三十一日附十四年一月十五日附再応答書差出候処、（右兩度の差出は全年一月廿二日附民有御確定願相添御庁へ進達候処全年十一月廿四日五所金杉村より出訴候間、御調御被下度願出候由にて一事件御裁判断所双方にて可取調義無之候間一と先却下の旨被御申聞却下相成候得共改正派出官に差出の分は未だ御取置相成り居り申候）

故障可申立廉無之より増反別をなし横奪せん、奸策の発見たるや明々瞭々たり。然るを丈量相違を発見せしとは附会も又甚しといふべし。

「全月二十日附願書を以て千葉県山林原野改租掛鶴舞出張所へ其前即ち明治十三年五月八日千葉県庁へ差出置候山林原野其他雜種地一筆限帳中右四名の持反別訂正を出願し同年二月七八日頃其聴許を得たる上伝蔵は該官吏の面前に於て地主の調印したる改正反別書を短冊となし以て該帳に貼布し之に契印を捺し」云々と真に官民を聲替視せし欺罔甚しき言なり。

既に本年二月廿二日附を以五所金杉村増反別願書謄写願上右伺として数回出頭應接の度願書は勿論無之ニ付當時の主務官永田へ再応照会候得共取扱ひたる覚曾て無之回答の趣纏々御演述の末本年四月七日附を以て進呈しある「謄写願出頭全應接要旨概況」中に記載有之候「御庁内再四「被索するも見当らざるを以て當時主務官をも取調たれとも受付有無判然不致候に付其旨心得へし」との御附箋なり。

増反別御許可等の偏頗不法の御計ひ萬々無之ものと思定し増反歩數十町歩なれば隣接村を深く取調ふべきは当然と思す。当村は一片の訊問を受けしことなし二号三号四号の召喚違にて判明なる葛藤中なり、當時にして僅少反別たりとも増加聴許すべき理なきや明なり、況んや數十町歩なるをや。

告訴状へ進達に際し帳簿へ貼紙変換言々と告訴せしものなり然るに「該帳を千葉県庁へ差出せしは十三年五月八日にして小出伝蔵か該帳訂正の契印に用いたる印影の改印届は同十五年九月とす（中略）其訂正は十四年二月初旬とす（中略）該帳反別の訂正は当初進達の時にあらざること自ら瞭然」云々とあり実に御庁の許可なりと認められたり。且大次郎伝蔵の虚妄の申立より当時村吏之であると認定せしものと想像す。曰く「

「村吏又は地主資格上当然事項」言々と郡区編制御施行相成十二年一月限用掛か公用の事務全般及該村利害に關する百般の事業戸長へ引渡（十一年十一月廿一日 附申第百十六号）爾後村吏にあらざるや明なり。前陳の事項にて有心故造の挙たる灼々瞭然たり。就ては本年二月二十二日付伺租第千百六十七号を以て「其筋審理対決の上更に可伺出」の御指令にして未だ対決には不相成候得共夥多反別所有すべき証左決して無之に（金杉浜見立苦情ありて願反別漸く減歩せしは前記伺出に記載有之候に付略す）横奪を企図せし挙たるや顯然なるも無關係のもの契印せる其帳簿たり共、未判決前は増反別貼紙御除去難相成儀に候哉、此段豫審終結申渡書上申旁奉伺候。右者一村興廢に關し候儀に付至急御指令奉仰候也。

明治十五年六月十九日

右村総代

齋藤 貞 齋藤 重
佐藤 久 齋藤 政
齋藤 重 齋藤 平

千葉県令船越衛殿

之に対して県庁よりは次の書面があつた

租第三千九百九十八号

書面伺之通

明治十五年六月廿六日

千葉県令船越衛代
千葉県大書記官岩佐為春

第七章 千葉始審裁判所詞訟事件

一、出訴の事情

海面拝借願の件は前述のやうに一段落を告げたが山林原野及雑種地の件については一切の公簿は戸長役場に留置され、村控の一筆限帳等綴簿まで戸長役場に押収されて之か持出を禁止され、君塚村では県派出官より之に対し数回の召喚尋問を受けたが、五所村から故障の申立があるからといふ理由の下に原簿閲覧はとも出来なかつたのでほとほと困つてゐた。察す所五所村はこの間に公簿を修正して第一に其中にある附寄洲の取消を策し第二に増反によつて塩浜反別の増反をはかつて附寄洲を其中に包み入れて之を横領し進んでは其地先海面の漁権を領有しやうとするものと君塚村は認め、一地主によつて増反に関する確然たる証拠をつかむや柴していづ誰によつて増反の計画か実行されたか其真相を究明する為県に対して二通の願書を提出した即一は一筆限帳謄写願書であり一は砂地増反別願書の謄写願である。そして一方増反別の願書をつかむや直に五所金杉村の要人二人並増反地主に対し土地横領の刑事訴訟を千葉縣罪裁判所に提出したが其判決により、不起訴となるや五所金杉村の被告二人は連帯にて之に對する損害賠償の訴を千葉治安裁判所に提出し治安裁判所よりは君塚村の被告八十六名に對し損害賠償勸解のため、治安裁判所に出頭するやう召喚状を送られたのである。之に對し被告君塚村の代理人山田耕造は仕末書を治安裁判所に呈出して損害賠償の不当を論し、更に全氏は千葉始審裁判所に對し被告君塚村藤重郎平外、七十九名代として五所村よりの連帯訴訟の不法不備を摘発して訴訟の無効を告訴し始審裁判所に於ても原告の連帯訴訟の不備不完全なるを認め其の連帯訴状を却下するとの判決を下した。

このごたごたの間を、繼うて五所金杉村では君塚村に對し明治十四年十二月千葉始審裁判所に左記の訴訟

を提起した。

詞訟の訴名は

始「地先進退貝藻捕魚並廻船荷物揚卸妨害排除の訴」と題し中項になつて「村地籍横領回復附地券受故障解除の訴」と改題したか更に附帯訴訟として「被告村の沖合入会稼方請求の件」を提出した

二、詞訟の目的

始審裁判所の言渡書によつて推定すると

1. 原告（五所金杉村）の地積内に生じた附寄洲を被告村（君塚村）が横領したから之を回復したい
2. 被告村の沖合は原告被告入会の稼場であるから入会稼方いたしたいといふ二点にあつた。

三、詞訟に對する原被告村の陣容

1. 原告村の陣容 原告村では今井大次郎今井留吉今井源次郎の三名か総代となり、千葉町の一流旅館加納屋を宿舍とし千葉一流の代言人石塚宇八を代言人とし、明治八年以来兼ての計画に基き構想を練り細大洩さず証拠物件を蒐集して目的達成の方案を講じているのである。
2. 被告村の陣容 被告君塚村では藤藤重郎平、佐久間政吉、藤貞蔵、池田七五郎、池田三郎平の五名を総代とし千葉町時田屋を宿舍とし極めて質素に専ら持久耐之の決意を以て之に當り、然も訴訟事件の生命である代言人の選定は之を第一義視し当時東京に於て名声噴々たる修進社に辯護の件を依頼した。修進社といふのは有名は実業家となつた中野武宮氏始め元東京控訴裁判所の判事沢文次土山虎四郎矢野勝等の各氏によつて組織された最も堅実な辯護団体で、鑑定の上勝利の見込みない事件は之を引受けなといふ程極めて堅実な経営ふりであつたのである。そして訴訟事件に於ける第一の武器たる証拠物件については、往古より村にありとあらゆる証書記録を整頓して其真相を究明し必勝を期して居たのであ

る。

四、修進社の詞訟鑑定

修進社に於ては齋藤重郎平氏依頼の本詞訟につき鑑定の要点を左の三項を審究するに在りとした。

1. 原告が天明年度開発の許可を受けたる区域は本訴論所まで及んでいるか。
 2. 被告は従来、三十町八反八畝十六歩の附寄洲を所有したる証跡があるかどうか。
 3. 本訴海面の捕魚採藻等の慣行は原被告の内一方の専有に属するものなりや否。
- そして村方より提出した証憑物件並追加提出した書類及依頼者の陳述を究めて「本案原告の求むる所は被告に於て悉く之を排斥し得べき道理あるものと思慮す」との鑑定をされた。

五、修進社の論辯要領

原告は本訴に対し数証を挙げて訴旨の陳述をし之に対して被告は十五年三月五日陳述書及上申書並追申書によつて詳細に之を弁駁したが更に三月五日原告が提出した上申書に対し被告が九月十日に提出した論辯書の要領をぬき書きして双方の論弁がどんな所をねらつてゐるかを見ることとしやう。

第一、天明年度に於ける原告村の受地は其境界果して郡辺にあるか

これは原告起訴の第一要件で此証明の正確ならざる限りは認求の責任の立たないものである。上申書によると其証として只塩浜反別八十六町五反九畝十五歩の願立ありといふ丈けと見られるが其受地の境界の証拠は毫も効力ない一片の紙片で法理に於ても事実にも取るに足らないものと信ず。そして原告村がその境界を徴する証拠かない以上は引合人が買得の証たる間数は実に其所有に關する人の証明なれば此証に準拠するを妥当としなければならなくなり、而して此証によるときは石杭まで二百余間の距離に存するから被告村の附寄洲は毫末も原告の地籍を犯さない事実愈々明白であると信ずる。

第二、受地の外之に附屬する土取場百間の砂地は其官有たり民有たるに論なく本来右受地に対する關係は当

に如何にあるべきやとの事

これは原告が本案第二の要件として掲けたるものである。

そして該土取場は素より該塩浜に附屬したものであるから海手百間以内は原告村の地籍であると強弁するが然しこの土取場は塩浜受人が土地の使用に充てたものであるが決して之を所有せしめたものでない。それに願人に対して丈許した土取場を全村の資格を以て之を争ふは筋違の認求といはねばならない。そして実地は塩浜開作場の経線即現所有人多田兼吉か買得の境界より被告村附寄洲までは殆んど百四十五間の距離にあるか故に毫末も土取場に侵入しないのであるから塩浜所有者も之に故障を唱ふべきわけはないしまして原告村では猶更のことである。

第三、被告村の所有地と称する廿九町余歩及現今堤防築立たる一町余歩の附寄洲は正に被告村の所有たるに相違なきや將た未だ民有地なる実証具足せざるを以て現在まさに官有に属すべきものなるやとの事。

右附寄洲が果して被告の所有なりとせば其境界は郡辺にあるべきやとの事。

然しこゝは原告村に毫も關係ない場所であるから民有であらうかならうか原告か啄を容るべき権利がない所であるから從て論駁する必要はない。

第四、附帶事件に付甲番外第十三号証の為取替約定は丁第九号証（受書）に因て消滅すべきや將申番外第十四号証の頭跡と該為取替約定書の原告方に存在するとの条理を推し双方の間に於てハ依然為取約定を踐守したるを徴するやとの事。

右は原告の本案第五の要件として掲けたるものである。此点己に前陳述して己に尽せるが今尚其要点を弁明すれば該海面使用の権利は往古より被告一村の専有する所であつたことは丁第一号乃至六号証で明瞭である。而して原告は甲番外第十三号証を以て之に抗しやうとするが、該証は一時的のもので且双方合意の上之を取消して丁第九号の如く県に届出たもので、若し依然之か効力存するものならば立網に付該漁場借用の要はないのである。即第十三号証は第九号証成立と同時に消滅したことは論をまたない。

かくこれ等の論を中心として始審裁判所に於ては数回にわたる論弁審議があつた。

始審裁判所に於ける審議の要領

第一条 村地籍横領回復の件

村地籍横領回復に関する原告の提出した証憑物件は

一、甲番外第十一号絵図

之は天明三年八月の調製で当時奉行所より反別皆済の上該図面を調製し秋月恒次郎長谷川権内の普請役に於て之を検閲し村民に与へられたもの。

二、甲番外第一号の二。

之は右絵図面地割の箇条書々類。

三、甲番外第十一号の二の帳簿（方位は不確実）

四、甲番外第十二号の帳簿。

右三四の帳簿は一の絵図の間敷を記したもので右帳簿中に書いてある（君塚村下定杭より沖の方七百四十四間同所浜街道通定杭より沖の方七百三十六間五井境寄にて七百二十八間と記載してある）は是を論所の境界をきめるに足るべきものである。

五、甲番外第二号証。

六、全第十号証。

七、天明年度分見古図面（繩受反別記載）

八、甲第五号図面 改正絵図面。

右七八図面簿紅色の部分は改正反別と実地に適合する

原告の申立事項

一、天明年度に原告村の繩受した塩浜地は改正反別（但現形の堤敷川敷道敷三十余町歩を取除き）二百三十四町六反五畝三步であるが其地形が變つて或は田となり畑となり又屋敷地となり今尚古体を存してゐるものは改正反別で百五十五町五反三畝五歩である。そして其の繩受をすると同時に塩場の普請をする為土取場として其地先百間の砂地を以て之に附屬されたものである。

二、証七に記載してある繩受反別と証八の図面の薄紅色の部分の全部は勿論夫より海手の方百間の地盛は当然原告村の地籍である。

三、此地盛内に生じた附寄洲を被告村が横領したのを以て今之を回復し併せて地券受故障をも解除したい。

之に対する被告の反駁事項。

一、原告提供の甲番外の教証は総て原告村民の手に成る所謂手控のやうなもので果してその当時官府へ差出したものであるかどうか分らない。

二、又其文章字句についても相違があるかないかは分らないから被告は之を真正無疵の証書と認めることは出来ない。

三、ましてこれ等の証書は豫め作ることが出来るものであるから一層無疵の証書であると認めることは出来ない。

四、原告の証一の絵図面を除く外一つも其広狭間敷は勿論其大堀小堀等を合算した総反別かいくらであるかが分らない。

五、原告はこの一の絵図の中で紅色の部分大（一反歩）中（七畝歩）小（五畝歩）の塩田其反別八十六町五反九畝十五歩であるといふが必ず大中小の三様に区劃したものでない。中には極めて最大なものがあり最小なものもあつて原告も「さしをあてゝ視ると其反別を明白に知ることが出来る」と言つた様に既に其区劃に大きな差異があつたことが判然してゐるから其総反別かいくらであるかも知ることが出来ない。

六、原告が陳述したやうに六尺一分の竿を以て実地を測り五厘を一間として製した図面でないことは原告も右大中小各区の反別を今日に至るまで計算することが出来ないのを以て見ても明である。

被告の提出した証憑書類並其略説

一、乙第一号図（原告の証一図面の縮図）

本縮図の作成方法は曲尺二厘を以て一間としたもので原図一の絵図に基いて先づ五井五所君塚村の地続及川並に浜道等の位置をきめ其間へ大堀（巾二十間）小堀（巾十間）を挿入し大（一反歩）中（七畝歩）小（五畝歩）の反別を割込んだものである。

二、乙第二号実測図

本図によつて見ると原告村と被告村の界「ボラ」川橋の際より沖の方石杭まで八百四間六分それより申の方五井村の境界迄六百五十四間又夫より五井村斃馬捨場三ヶ村の定杭まで七百九十六間八分又夫より「ボラ」川まで七百六間ある。

三、乙第三号証（これは原告村の田畑山林原野等の切絵図で今尚郡役所にある）

該証の表紙を見ると其封紙を切取つて三個の印影の半分を残してある又其裏面には封印其のまゝ残つて三個の印影全形を存してあるを以てそこに新な封印には他の印か押捺してある。

此印影は何人の実印であるか判然しないが前の半分残つてある三ヶの印影中朱肉の分は当時原告村及外八ヶ村の戸長であつた被告斎藤重郎平か捺したもので他の二つの印影は改正事務掛岡本久松地主総代中村孫四郎の実印と記憶する。

四、乙第四号証（原告村山林原野一筆限帳に貼布せる増反別貼紙）

五、乙第五号証（現場実測図實際開竣工地図）

六、戊第三号乃至十五号証十三枚（租税完納書）

七、戊第十六号乃至十八号証三枚（全）

八、乙第六号証（附寄洲小作証）

九、乙第八号証（附寄洲開墾下継年季願書）

被告の申立事項其一

一、被告の乙第一号図によつて毎区其反別を計算して見ると八幡下飛地凡八町八反歩八幡下及五所下で凡十町三反歩五所下で七畝歩の場所凡十二町四畝歩一反歩の場所凡十一町一反歩君塚村地先四十四町五反歩余合計八十六町七反余歩となつた。

其結果は原告証一の図の海面墨点線即海岸堤防とこの縮図とは殆んど五六十年の差を生じた。

二、被告の証二実測図間数の内へ原告証一図中にある被告村地先の塩田を挿入して見ると被告村地先の塩田四十四町五反歩は「ボラ」川沖石杭より高手の方二百五六十間の位置に退いた

三、原告村現時の改正地図は明治九年度に調製したものでないそれは乙第三号証の切絵図を見てもこの切絵図の封紙を切取つた人は原告の村吏と認めるかその封紙を切取つた目的は乙第四号証のやうに四人の増加反別に符合させるやうさきの切絵図をつくつて差替へたものと推定されるのである。それ故に原告の証八甲第五号図面の改正絵図面並其反別等は皆以て真正のものとする事が出来ない。

四、原告証一の絵図は漫然塩場の景状を記したものに過ぎないし、原告証三、四の帳簿は其表記のやうに只絵図の寸尺を筆記したものであるから此帳簿によつて天明年度に許可を受けた実地の総反別等を認めることが出来ない。

五、原告証三四の帳簿に「同所五井境寄にて辰己の間から戌の方へ七百二間」とあるが實際開竣竣工した場所は被告証五乙第五号実測図のやうに五井境寄にて現地既に八百二間ある上は原告がいふ百間以内の土取場も業己に開竣したものである。

被告の申立事項其二

一、被告村の附寄洲について被告村の地引帳に記載した所を見ると千二百二十番の一二十九町七反九畝一步千二百二十番の二一町九畝十五歩附寄洲とある。

二、附寄洲所有の由来

天明年度武州金杉村の庄左衛門外一名が八幡五所君塚三ヶ村の地先海面に於て塩浜を見立て官許を得た當時被告村ては往古自村限り進退の海面を斯く江戸往居の者にまで開発願はれては後來どんな景況に成行くやも計り難いと憂慮し彼等が官許を得た海の極所から先の方を時の地頭に請ひ受け夫の附寄洲に対しては次の証六のやうに小物成税を納め明治維新になつて小物成税か廢せられるやうになつて証七の通附寄洲地税として米金の二種を納めてゐる。

三、其附寄洲の現状について

(一)附寄洲中の一町九畝十五歩の地は慶応年間己に開発して五井村の人に小作させ証八のやうに其小作証もとつてある

(二)未だ地形をなさない二十九町七反九畝一步の附寄洲は海面寅の二十三度の方位に横はつて其極端高手の方は「ボラ」川の見通沖なる天の石の榜示杭より七十間の位置にある

右二筆の附寄洲は原告村の砂地は勿論其百間の土取場をも毫も侵入しないのである。仮に侵入したものとすも十五年六月廿八日附該附寄洲開墾下継年期願書へ本訴原告総代人今井大次郎か曾て戸長であつた時異議なく之に記名調印し那役所へ進達した。これは曾て原告村が明許した一証である。証九乙第八号証

原告被告の追申立事項

一、原告村に於て天明年度に繩受けした塩浜は八十六町五反九畝十五歩の外之に附属した汐溜場釜場小屋場堤敷等の総反別幾何なるやを認むべき確証がない。

二、原告証一の絵図面は何れの時代何人の調製に係りしや判然しない。

三、原告村が天明年度に該図面を以て塩浜を割渡されたと認むべき証拠がない。

四、原告の証二、三の帳簿の原帳は洪水の為に流されたと被告の間に答へた所であるが其原帳は果してこのやうであつたかどうかを認める手だてがない。

五、塩浜の海手の方の塩田及囲堤等は去る寛政二、三年兩年の洪水の為に砂壊し参考第一二号図面のやうに元の海面になつてしまつた上は天明年度の旧跡は今日認知し難いものである。

第一条に対する裁判の判定

原告村が何の確証もなく以上の申立を以て被告村が完全に貢租を納めて来たといふ附寄洲に対してそれは私の村の地籍であるといふ申分は相立たない。

第二条 入会稼方請求の件（附帯訴訟）

入会稼方に対する原告の証憑書類

一、甲番外第十四号証（原被告番人よりの告訴文）

二、甲第十三号証（原被告両村為取換書）

原告の申立事項

一、明治十三年二月寒川村鈴木太吉全増太郎の二人が原被告村の持場内にて貝類を捲取りたるを八幡分署に告訴した文に（君塚五所金杉両村持場内にて）云々とある。

二、又原被告両村の者共並巡査戸長連署の証見書に「君塚村沖合海面五所金杉村君塚村両村持場内にて」云々とある。

三、右貝類は両村の筆生で預つて置いたとある。

右事実を以て見るもこれは明治九年四月廿三日附申第十三号証（証二原被告為取換書）を以て取結んだ彼我

入会の契約を踐守したものである依て両村の入会稼方をいたしたいと附帯訴訟を起して来た。

之に対する被告の提出した証憑書類

- 一、甲番外第十三号証（為取替書）
- 二、丁第八号証（海面拜借願）
- 三、丁第九号証（為取替書受書）
- 四、丁第十号証（大塚吉平立網に付君塚浦借用証）
- 五、丁第一号絵図面（慶安五年製作絵図面）
- 六、丁第一号裏書（境界裁許裏書）
- 七、丁第二号証（享保二十年霞山事件一札）
- 八、丁第三号証（享和年度出訴済口議定書）
- 九、丁第四号証（全済口書）
- 十、戊第一号乃至第十四号証（租税皆済目録十四枚）
- 十一、丁第六号証（大塚佐吉の立網頼談の書面）

被告の申立事項

- 一、証一為取替証は証二海面拜借願と同時に成立して証一は明治八年第九十五号布達及千葉県丙第四百十八号の布達に基き海面拜借願を為したる節曲けて原告村へ入会を許したれど明治九年五月になつて県庁より「海面拜借の儀は是迄熟議行届いた場所まで更に解約いたし追て何分の沙汰有之迄従前の通稼方可致」旨達せられ原被告村の総代は勿論村吏より証三の如く受書を呈し全く従前の通り被告一村所用の稼場に復つたのである。其証は証四の如く大塚吉平の借用証を見ても明である。
- 二、原告は巡査の告訴状の行文を引証して入会稼場であると喋々するが巡査の証見書には「君塚村沖合同村

持場内海面に於て（中略）君塚村五所金杉村合併の貝番人辻井栄次郎（外三名略）見認め取抑候趣及告訴候に付現場檢視被命云々」「君塚村五所金杉村境界榜示杭より西の方凡沖船見印より戊の方四十余間の所に根棹を立云々」とあり。そして其場所と方位間敷を該証見書に添へた絵図面に照すと両村の境界に跨り貝類を捲取つたものであるから五所金杉村持場内と君塚村持場内とに於て云々と記すへきを両村持場内と略記したものと思量する。

三、両村が従前入会でなかつたことの立証申立。

（一）今を去る殆んど二百三十余年前慶安五年度に原告村と該海面稼場について争論のあつた時証五の絵図面を以て原被告村の稼場の区域を定められた。即該図中の石の榜示杭がそれである。

（二）其後寛文五年に至り又其稼場に付て原告村より訴へられ証六裏書のやうに裁許になり被告一村の稼場であることが益々確定した。

（三）其後又七十年の星霜を経て享保二十年度になつて霞山芝地の争論かあつた時も夫の「ボラ」川見通石の榜示杭を以て両村の浦境と定めてあつたことは当時原被告村より評定所へ差出したる証六の一札に記載してある。

（四）夫より六十余年を経て享和年度に至り原告村の者共被告村の海面稼場に入込み貝類掘り取りたるより竟に一場の紛議を起し被告村より評定所へ出訴の末熟議内済に及んだ。証八の議定書及証九の済口書にも

「浦方の儀は先年奉請御裁許の通両村共相守可申」とあつて彼我人会の海面でないことか明である。
因降て明治維新の五六年に至る迄網役永を納め該海面所有権を保有して来たことは証一〇の皆済目録の如くてあつて原告村民一夫たりとも入会稼方を許さなかつたことは証一一の通り原告村の大塚佐吉か被告村浦方に於て立網致度旨頼談あつた時の書面で見ても証するに足りる。旨申立てた

裁判所の認定事項

一、八幡分署から本衛へ廻送した該告訴事件の書類中巡査の具状書を閲すると「君塚村五所金杉村海岸にて

原被告人共持場内外を争論致居候に付双方召連れ現場に出張見分致候処君塚村持場内にて捲取候て相違無之に付一言々とある。

二、又同分署に於て鈴木太吉外一名に言渡したる宣告書に「君塚村沖合同村持場内海面に於て断りなく貝類六升捲取候故違式罪目第廿六条に依り科料金」云々とある然れば同署にて両村の入会持場なりと認め処分したるものにあらざること明瞭である。

第二条に対する裁判の判定

被告村の入会稼場でないといふ証がこんなにあるのに原告村の入会稼をして来たといふ証はないのを以て附帯の請求（被告村の沖合は原告被告両村の入会稼場であるから入会稼方いたしたいといふ請求）も亦相立たない。

但訴訟入費は規則に照し原告より償却すへし。

明治十六年九月十八日 千葉始審裁判所

今其裁判言渡書の全文をあけると

明治十四年第七百三号

裁判言渡書

千葉県上総国市原郡五所金杉村百二十二番地平民佐久間良七外百二十一名総代人

同村四十八番地平民原告

同村五十番地平民原告

同百十二番地平民原告

同県下総国千葉郡千葉町二百三十四番地平民 原告

同県上総国市原郡君塚村一番地

平民齋藤莊五郎外八十一名総代人

今井 源次郎
今井 大次郎
石塚 宇八

同村五十一番地平民 被告 齋藤 重平
同村六十六番地平民 被告 佐久間 政吉
同村三十八番地平民 被告 齋藤 貞蔵
同村四十八番地平民 被告 池田 七五郎
同村八十三番地平民 被告 池田 三郎
東京都日本橋区本町三番地寄留愛媛県士族 被告中 野武 營

村地籍横領回復附地券受故障解除之詞訟審理判決する左の如し

第一条 原告請求する要旨は甲番外第十一号の絵図は天明三年八月の調製にして当時奉行所より反別皆済の上、該図面を調製し秋月恒次郎長谷川権内の普請役に於て之を檢閲し村民に与へられたるものにして該図面は、甲番外第一号の二即箇条書を根拠となしたることは其末冊の文中に、此間差上候書付の通御割合絵図面にて、地割被成下」云々とあるに依て徴すへし。但該図面を調製したる証憑は他に無之も該図面が現に存在するを以て天明三年八月に成立たる証憑なり。該図中紅色の部分即ち塩田は其大なるもの一区一反歩中なる者七畝歩小なるもの五畝歩の割合を以てせり。此大中小の塩田を積算すれば即ち八十六町五反九畝十五歩有之又甲番外第十一号の二の帳簿に方位を書き入れたるは後人の所為に付其方位丈だけは信憑し難けれども該帳簿と甲番外第十二号の帳簿は等しく該図の間敷を記したるものなり。右帳簿中「君塚村下定杭より沖の方七百四十間同所浜道通定杭より沖の方七百三十六間同所五井境寄にて七百二十八間と記載あるは是を論所の境界を所定するに足るべきもの」にして、天明年度に原告村の繩受したる塩浜地は改正反別（但現形の堤敷川敷道敷三十余町歩を取除き）二百三十四町六反五畝三歩なれとも其地形変換し或は田となり又屋敷地となり今尚古体を存するものは改正反別に於て百五十五町五反三畝五歩なり而して其繩受をなすと同時に塩場の破損を普請する為土取場として其地先百間の砂地を以て附屬せしめられたることは甲番外第二三号及び十号証に因て視るも明なり。又天明年度分見古図面に記載せる繩受反別と甲第五号の図面薄紅色の部分は即ち改正反別と実地に適合するに由り其全部は勿論夫より海手の方百間の地盤は当然原告村の地籍なり。此地盤内に生

したる附寄洲を被告村が横領したるを以て今之を回復し併せて地券受故障をも解除し度と言ふに在れども被告に於ては原告提供する甲番外の敷証は総て原告村民の手に成りし所謂手控の如きものにして果して当時の官府へ差出したるものなるや否。又其文章字句に至つても相違の有無は得て知るに由なきものなれば被告は之を真正無疵の証書と着認むるを得ざるなり。況んや是等の証書は豫め作為し得らるべきものなるに於ておや。加之甲番外第十一号の絵図を除くの外一も其広狭間数は勿論其大堀小堀を合算したる総反別の見るべきものなく原告は該図中紅色の部分大(一反歩)中(七畝歩)小(五畝歩)の塩田其反別八十六町五反九畝十歩五歩なりと言ふも必ず大中小の三様に区割したるものに非ず、中には極めて最大なるものあり最小なるものありて原告も「さしを充てて見るときは其反別明白に知るを得べし」と言へる如く既に其区割に大なる差異ありしこと判然なれば其総反別の幾何なるやも得て知る能はざるなり。況や原告陳述の如く六尺一分の竿を以て実地を測り五厘を一間となし製したる図面に非ることは原告も右大中小各区の反別を今日に至る迄計算すること能はざるを以て明なり。被告は乙第一号の如く甲番外第十一号の図面を縮図に取り毎区其反別を計算せしに八幡飛地に於ては凡八町八反歩八幡下及五所下五畝歩の場所に於ては凡十町三反歩又五所下七畝歩の場所に於ては凡十二町四畝歩同所一反歩の場所に於ては凡十一町一反歩あり。而して君塚村地先に於ては四十四町五反歩余を得たり。此反別を通算すれば八十六町七反余歩にして甲番外第二号中記載の反別に過剩あるも決して不足を生せず。此縮図は縮尺二厘を以て一間となしたるものにして其製し方は原図即ち甲番外第一号の絵図に基き先つ五井五所君塚村の地続及川並浜道等の位置を定め其間へ大堀(巾二十間)小堀(巾十間)を挿入し而して大(一反歩)中(七畝歩)小(五畝歩)の反別を割込みたるに海面墨点即原図の海面堤防と縮図とは殆んど五六十間の差を生ぜり。又乙第二号実測図の如く之か実地を測量せしに原告村と被告村の境なる「ボラ」川橋の際より沖の方石抗まで八百四間六分夫より申の方五井村の境界迄六百五拾四間又夫より五井村惣馬捨場三ヶ村の定杭迄七百九十六間八分又夫より「ボラ」川まで七百六間なり。而して其間数内へ甲番外第十一号図中被告村地先の塩田を挿入したりしに被告村地先の塩浜四十四町五反歩は「ボラ」川沖石杭より高手の方二百五六十間の位置に退きたり。茲に原告村現時の改正地図は明治九年度に調製した

るものに非ざる一証あり、乙第三号証是なり。該証は原告村の田畑山林原野等の改正切絵図にして今尚郡役所に在り。該証の表紙を視るに其封紙を切り三箇の印影半分を残せり。又其裏面には封紙其儘残り三個の印影全形を存せり而して新なる封印には他の印を押捺したり。此印影は何人の実印なるや判然せずと雖も前三個の印影朱肉の分は当時原告村及外八ヶ村の戸長たりし被告齋藤重郎平か押捺したるものにして他二個の印影は改正事務係岡本久松地主総代中村孫四郎の実印と記憶す該封紙を切りたるは原告村吏の爲す所にし其目的は乙第四号証の如く原告村山林原野一筆限帳に記載ある小宮徳次郎持の砂地二町歩を四町一反歩に多田元良持十町歩を五十五町三反八畝歩に今井貞蔵持一町九反七畝十歩を二町五反歩に辻金五郎持二十町歩を三十七町五反歩に何れも明治十四年二月に至り漫りに訂正増加したるを以て此増加の反別に符合せしめんか為難きの切絵図を差替たるものと推定せざるを得ず。夫れ如斯なれば甲第五号の改正絵図並其反別等は皆以て真正のものとするを得ざるなり。又甲番外第十一号の絵図は漫然塩場の景状を記したるものに過ぎず。甲番外第十一号の二及甲第十二号の帳簿は其表記の如く只絵図の寸尺を筆記したるものなれば此帳簿に拠て以て天明年度に受たる実地の総反別等を認むること能はざるなり。仮に実地に適したるものとするも該帳簿に「同所五井境寄にて辰己の間より戌の方へ七百二間とあり。然るに實際開発竣工したる場所は乙第五号図面乙第二号実測図の如く五井境寄にて現地既に八百二間有之上は原告か言ふ百間以内の土取場も業己に開発したるものなり。被告村の地引帳に記載せし千二百廿番の一二十九町七反九畝一歩、其二一町九畝十五歩の附寄洲たるや天明年度武州金杉村の庄左衛門外一名か八幡五所君塚三ヶ村の地先海面に於て塩浜を見立て官許を得たる当時被告に於ては往古自村限り進退の海面を斯く江戸住居の者に迄開発願はれては後來如何なる景況に成行哉も難計と憂慮し被告か官許を得たる海の極所より時の地頭に請ひ夫の附寄洲に対し戊第三号乃至十五号証の如く小物成税を納め明治維新に至り小物成税を廢せらるゝに及て戊第十六号乃至第十八号証の通附寄洲地税として米金の二種を納めたり。而して一町九畝十五歩の地は慶応年間己に開発し乙第六号証の如く五井村人民より小作証取置たり。且又未だ地形を為さざる二十九町七反九畝一歩の附寄洲に至つては海面廣の二十三年度の方位に横はり其極端高手の方は「ボラ」川の見通沖なる夫の石の榜示杭より七十年間の位置

にありて右二筆の附寄洲は原告村の砂地は勿論其百間の土取場をも毫も侵入せざるなり。仮りに侵入したりしものとすも乙第八号明治十三年六月廿八日附の該附寄洲開墾下継年季願書へ本訴原告総代人今井大次郎か曾て戸長たりし時異議なく之に記名調印し郡役所へ進達したり。是れ曾て原告村か明許したるの一証ありと申立るのみならず原告村に於て天明年度に継受したる塩浜八十六町五反九畝十五歩の外之に附属せし汐溜場釜場小屋場堤敷等の総反別幾何なるやを認むべき確証なく甲番外第十一号の図面は何れの時代何人の調製に係りしや判然ならざるのみならず、天明年度に果して該図面を以て割渡されたるものと認むべき証拠なく、又甲番外第十一号の二の帳簿及び第十二号の帳簿の原帳は洪水の為に失ひたりと被告の間に答へし所に於て其原帳が果して如斯なりしや否を認むるに由なく而して海手の方の塩田及田堤等は去る寛政二三の兩年に於て洪水の為に破壊し参考第一二号図面の如く元の海面になりたる上は天明年度の旧跡も亦認知し難きものなり。然るを被告村に於て貢租を納め来りしといふ附寄洲に對し我地籍なりとの申分は不相立事。

第二条 原告に於て被告村の沖合は彼我入会の稼場なることは去る明治十三年二月寒川村鈴木太吉同増太郎の二名か原被告村の持場内にて貝類を捲取たるを認め甲番外第十四号証の如く原被告村貝番人より千葉警察署八幡分署へ告訴したる文に「君塚五所金杉村持場内にて」云々又原被告村の者共並巡査戸長迄連署したる証見書に「君塚村沖合海面（五所金杉村君塚村）兩村持場内にて」云々とあるのみならず右貝類は兩村の筆生にて預りたるを以て視るも明治九年四月廿三日附申番外第十三号証を以て取結ひたる彼我入会の契約を踐守したるものなれば入会稼方致度旨附帯の争訟を起し来ると雖も被告に於ては甲番外第十三号証は丁第八号証と同時に成立にて該証は明治八年第九十五号の布達及び千葉県丙第四百十八号の布告に基き海面拝借願を為したる節曲けて原告村へ入会を許したれとも明治九年五月に至り県庁より「海面拝借願の儀是迄熟議行届候場所迄更に解約致し追て何分の沙汰有之迄従前の通稼方可致」旨達せられ原被告村の総代人は勿論村吏より丁第九号書の如く受書を呈し全く従前の通り被告一村所用の稼場に復したり。故に明治十年四月に至り原告村の大塚吉平は丁第十号証の通君塚浦の借用証を差出したり。原告は告訴状の行文を引証して入会稼場なりと喋々すれとも巡査の証見書に「君塚村沖合同村持場内海面に於て（中略）君塚村五所金杉村合併の

貝番人辻井榮次郎（外三名略す）見認め取押候趣及告訴候に付現場檢視被命云々君塚村五所金杉村境界榜示杭より西の方凡船見印より戊の方四十間余の所に根棹を立」云々とあり而して其場所と方位間敷を該証見書に添ひたる絵図面に照すに兩村の境界に跨り貝類捲取たるものなるを以て五所金杉村持場と君塚村持場内とに於て云々と記すべきを兩村持場内と略記したるものと思量す。抑も従前入会に非ざることを立証せんは今を去る殆んど二百三十余年前慶安五年度に原告村と該海面稼場の争論ありし時丁第一号証の絵図面を以て始めて原被告村の稼場の区域を定められたり。即ち該國中石の榜示杭是なり。其後寛文五年度に至り又其稼場に付原告村より訴へられ丁第一号裏書の如く裁許に相成り被告一村の稼場なること益々確定せり。其後又七十年の星霜を経て享保二十年度に至り葭山芝地の争論ありしときも夫の「ボラ」川見通石の榜示杭を以て兩村の浦境と定めありしことは当時原被告村より評定所へ差出したる丁第二号の一札に記載あり。夫より六十有餘年を経て享和年度に至り原告村の者共被告村の海面稼場に入込み貝類掘取りたるより竟に一条の紛議を起し被告村より評定所へ出訴の末熟議内済に及びたる丁第三号の議定書及び丁第四号の濟口書にも「浦方の儀は先年奉請御裁許候通兩村共相守可申」とありて彼我入会の海面に非ざること明なりとす。降て明治維新の五六年に至る迄網役永を納め該海面所有権を保有し来りしことは戊第一号乃至十四号の皆済目録の如くにして原告村民一夫たりとも入会稼方を許さざりしことは尚丁第六号証の通原告村の大塚佐吉か被告村浦方に於て立網致度旨頼談ありたる時の書面にて視るも証するに足る旨申立るのみならず八幡分署より本衛へ廻送したる該告訴事件の書類中巡査の具状書を閱するに「君塚村五所金杉村海岸にて原被告人共持場内外を争論致居候ニ付双方召連現場に出張見分致候処君塚村持場内にて捲取候に相違無之ニ付」云々又同分署に於て鈴木太吉外一名に言渡したる宣告書に「君塚村沖合同村持場内海面に於て断りなく貝類六升捲取候段違式罪目第廿六条に抛り科料金」云々とあり。然れば同署にて兩村の入会持場なりと認め処分したるものに非ざること明瞭なり。而して原告入会稼を為し来りしとの証憑なきを以て附帯の請求も亦不相立儀と心得べき事。

但し訴訟入費は規則に照し原告より償却す可し。

明治十六年九月十八日

千葉始審裁判所

大勝利の報と村方の喜び

明治十六年九月十八日此日朝また明けぬうちから

「十二ブ　ンノシヨウリアンド　アレ」

の電報を手始めに勝利の報ひきもぎらす
永い間の苦勞が報いられての今日の喜び村方では真に手の舞ひ足の踏む所を知らない。村中総出て歓迎祝賀の方法を相談した。

早速五頭の馬を準備し之に盛製させてシャンシャン鈴をふり立てながら千葉まで総代の方の歓迎に出かけたのである。

盛宴の張られたことは緊縮中と雖も申迄もない。お互に手を取り合つて泣き合ふし喜び合ふし総代の方々の永い御苦勞を心から感謝したのである。

聞けば五所の村を通るとき五所の家では皆戸をしめたといふことである。

「人の地先の海面をとろうとするのが恐ろしや此大次郎め」
と歌つたというのはこの頃であつたかしら。村人最大の喜びの日「九月十八日」この日は浦祭として業を

休み白幡神社境内でお祭をして永くこの日を記念し組合からは此日清酒一樽の鏡をぬいて参詣の人に供養し商人は社前に市をなして老若男女心から一日を楽んだのである。

第八章　東京控訴裁判所控訴事件

五所金杉村では千葉始審裁判所て詞訟に敗れたによりすぐに東京控訴裁判所に控訴した。控訴裁判といふ

のは始審裁判所の判決に不服のあつた時同一事件に付て再び之を審案してもらふ裁判なのである。

東京控訴裁判所よりは原告五所金杉村総代今井大次郎外二名より被告君塚村に係る控訴に付明治十六年十一月十九日君塚村に対し御呼出状があつた。その控訴状がどんなものであつたか今では分らないがその御呼出状によつて君塚村からは斎藤在五郎外八十三名総代斎藤重郎平佐久間政吉斎藤貞蔵の三氏が出頭の上次の要領の御答をした

第一　条

控訴状第一条の要旨を見ると旧金杉浜新田は明治七年五所村に合併せられたから従前金杉浜新田のもつてゐた所轄権は五所村に歸したものである。そしてその所轄権とは天明年度庄左衛門又兵衛が願出てたる塩浜開作地の所轄を指すもので即本訴争ふ所の海面附寄洲は右塩浜願主の地積に関するものであるといふに外ならない。然るに原告の証拠物を見ると甲第一号乃至第五号証は唯塩浜税を上納したといふ証に止り其地域を認めるわけにはいかないし又甲第七八号及十号証も其地域反別を掲げないから本訴の証拠とすることが出来ない。又甲第十一乃至十三号証は所轄の論拠に関係がないから之を弁駁する要はない。只原告起訴状中第九号証は塩浜開発反別八十六町五反九畝十五歩とある此地積か果して本訴附寄洲の内にまで達するかどうかを明にすれば本訴原告の曲直は甚だ判然することゝ信するにより被告は先づ此点を論じ以て起訴者か不当の認求であることを答駁しやう。

抑天明年度に於て庄左衛門外一人の塩浜受地は八幡村五所村君塚村三ヶ村の地先海面を合せて反別八十六町五反九畝十五歩に過ぎなかつたことは原告も自認して異議ない所である。而して天明年度以来開作して現に塩田並耕地宅地となつた地所の反別は既に七十余町歩に上つてゐるではないか。然らば今残る未看手の海面は僅に十町歩余に過ぎないのである。然るを漫然と被告村の地先海面にまで其範圍を及ぼし附寄洲まで之を併有しやうとするは不当も甚しといはなければならぬ。之に反して被告村では乙第一号証の如く始めから附寄洲税を納めてゐるばかりでなくその中一町九畝十五歩は慶應三年に代官及地頭に願ひ堤防を築いて開発し今現に耕地となつてゐる。其他一旦埋立に着手したものが風浪の為破壊した痕跡現然たるものもある。

是等の証によると該附寄洲は被告村の地先海面で且納税の義務を尽して来た事実が確として抜くことが出来ない。然るを今更該附寄洲を己の所轄であると請求する原告こそ本訴の訴名に適する横領者といふべきである。

第二 条

原告が被告の海面を入会稼場であると論拠は蓋し甲第十四号証であろうが然し該為取替証は未だ成立を遂げないうちに官命により解除したもので原被兩村が連署を以て其請書を差出したものであるから今は無用の一片紙に過ぎないのである。且其事實は原告村の一人が被告村の海面に立網をする際には一々一札を入れて其人限り入漁を許したことや、又被告村海面で数回に渉る争議のあつた際警察官の調書を検討すると其入会稼場でないことが明であるし、更に慶安五年の裁許書によつて見るも兩村の境界はボラ川見通を以て確定したことが明確である（以下略）

右答辯の次第であるが始審裁判所の判定は適當の裁判であつて控訴者が不服を唱ふべき理由のないものであるから控訴者の請求を御排斥せられ且訴訟入費も弁償せしめられる様請願する。

明治十六年十一月十九日

右

齋藤重郎平
佐久間政吉
齋藤貞藏

東京控訴裁判所
判事 和田 収 蔵 殿

次て明治十七年十月十七日原告提出の訟旨に対して被告土山虎四郎、齋藤重郎平、佐久間政吉、齋藤貞藏は第二

回の論辯書を提出した。之によつて控訴裁判所で大体どんな点を原告が請求し之に対して被告が如何に論弁したかを察することが出来るから茲に原告の論題を列挙して其内容を窺ふことにする。

第二回論辯書には先づ被告の証拠物件の説明並原告の証拠物件に対する論駁は第一回論弁書に詳しくのべたによつて被告は進んで原告の論弁の不当であつて請求の理由のないわけを論弁しやうと次の事項について堂々と論弁を進めた。

第一 条

第一項 原告が屢々本訴の論旨を変更するものは起訴の根拠なき所以を論ず

原告は明治十四年十二月に本訴を千葉始審裁判所に提出した時其訴名は「地元進退貝藻浦魚並廻船荷物揚卸妨害排除の訴」と題し中頃該訴名を改め「村地籍横領回復附地券受故障解除の訴」と改題し今又該題の内「地券受故障解除」の点は之を取消す旨去る九日の御審庭に於て口供書を提出したのである。原告が斯く再三其請求の訴旨を変へるといふことは果して何であるか論弁の窮したのよるのでなく何であらう隨て起訴の根拠のない事實であることを徴するに十分であると信ずる。

第二項 原告が甲第九号証を以て本訴附寄洲までを其所轄の範囲に籠めんとする不当を論ず（本文略）

第三項 原告が乙第一号証（被告提出）に附寄洲税とあるを論地の税金にあらずと抗弁するの不当を論ず（本文略）

第四項 原告が甲第二回に被告総代人齋藤重郎平か連署せりといふの不当を論ず（本文略）

第二 条

第一項 原告が原告村の田地は瘠地で年々貝類の肥料を必要とするか故に従来入会稼をなせりといふ論の不当を論ず（本文略）

第二項 原告が甲第十四号為取替証は解約せしも稼業は依然として稼米りし事實は本訴の起るに及んで被告より稼方の差止を八幡分署に出願せし事跡によるも著明であるといふ論の不当を論ず（本文略）

第三項 原告は稼漁場は公海にして被告の私有すべきものにあらずといふ論の不当を論ず（本文略）

第四項 原告が乙第三号乙第四号証は原告村の一箇人の立網に係るものであるから本訴海面の入会権に關係せずといふ論の不当を論ず(本文略)

第五項 原告乙第五号証を以て金杉浜新田の独立以後は適用するを得ずといふ論の不当を論ず(本文略) 明治十七年十月十六日和田判事殿に対し前記代言人土山虎四郎、総代人齋藤重郎平、佐久間政吉、齋藤貞蔵の各氏連署を以て被告の証拠物件乙第一号乃至第二十六号証に対する詳細の説明をし又原告の証拠物件甲第一号乃至第十六号証に対し完膚なき迄論駁した書面を提出したこれが第三回論弁書の主題である。

更に十七年十一月六日第四回論弁書を提出した其全文をあげる

第四回 論 辯 書

原告より十月三十一日を以て第三論弁書を提出せりと雖も只無証の陳弁遁辞に止まり一つも拠る処なき強弁に過ぎされは被告は是等無用の枝葉論を措き先へ本訴の要点に付原告か論旨の矛盾し或は強弁の不筋に帰する点を挙げて御審判を仰かんとす。

一、本訴附寄洲の論所に対し原告か塩浜開作願済反別を表明するものは甲第九号証にあり。此反別に拠れば八十六町五反九畝十五歩なり。然るにこの拠るべき証を顧みずして本訴附寄洲迄をも塩浜開作地の範圍にあるもの如く強弁し三、四倍に及ぶ反別を併有せんとするは原告自ら立証する甲第九号証に矛盾する立論と言はざるへからず。

原告はこの矛盾の論を弥縫せん為め「出願の反別は往古にあつて大繩反別なるを以て現今の切詰たる反別とは大に差異あるは喋々を要せざるなり。(第三論弁書第三条に在り)との強弁を為すと雖も現に原告の証拠物件甲第六号証によれば最初願人の願立は百五十町歩なりしも実地検分の上甲第九号証の反別八十六町五反九畝十五歩に節減せられたるにあらずや。既に百五十町歩の願望すら減せられて八十余町に定められたる証を自ら呈しなから今日に至て二百三十町余の反別を開作願受地なりと論ずるは不当も亦た甚矣。(反別の計算書は被告第一回論弁書第二条第三項に詳具せり)如何に辯を構ふにもせよ大繩反別なりとい

ふの口実を以て数倍の反別を得んと訟求するは実に自ら証拠を呈して其証拠に矛盾する強弁を為すものといはざるへからず。

一、海面漁場の論点に対しては原告に於ても既に乙第二号証を以て甲第十四号証解約の受替たる事実を表白せし証あり。即原告再弁駁書(十月廿四日附)第二条第二項に「乙第二号証を挙げて被告は甲第十四号の為取替証は既に取消になりたりと言ふと雖も個は是れ官庁へ対する迄のものにして原被両村は依然として該為取替証を確守し居たる事跡は云々」とあるによれば乙第二号証は甲第十四号証を取消す為め表面官庁へ差出たるものなれども内実原被告に在ては之を取消さずして依然甲第十四号証を存せりとの意なるべし。果して然らば此の供述は乙第二号証を以て甲第十四号証の取消したることを原告の自白せし証と言はざるべからず。

而して原告の該供述に「個は官庁へ対する迄のものにして原被両村は依然として該為取替証を確守せり」との意を推究すれば、乙第二号証は恰も官庁を欺くの具に供したりと言ふが如き論旨に帰着すべし。甚哉原告の論弁や。仮令原告は官庁に對する迄の具とするも被告は決して此の如き不筋の事に同意せず。素より法律も亦斯る不筋の弁論を許さざるべしと信ず。蓋し乙第二号証をして原告か供述の如く全く官庁へ對する迄のものとするときは行政官庁を欺くの所為を為さんとするものと言はざるべからず。又乙第二号証を以て真実に甲第十四号証を解約したるものとせば原告か当法庭に立ち「原被両村依然甲第十四号証を確守せり」との供述は事実を詭晦するものと言はざるべからず。原告は二者熟れを論拠とせるや。被告より之を觀れば其熟れにするも官庁へ對し虚妄の申立を為すものと言はざるべからず。

以上の二点を挙げれば原告の論旨其証拠物件と相矛盾すること及び抗弁の不筋に陥ることは甚だ明白なる儀と信ず。

一、原告は第三論弁書第一条に於て乙第廿八号証を認めずと抗弁すれども該証は現に八幡分署に保存せらるるものにして被告が其事実を証する為始審庁へ呈供したるものなれば告訴の當時に存する事實は其明瞭なりと信ず。

又告訴状に番船附置有之云々又は君塚村と協議の上云々の文詞あるを取て入会の証なりと論ずれども此文詞は即ち兩村の地先海面最寄に於て盜漁者あるか為め隣村申合せ番船を設けたる事実を徴すべきものなり。全体海面漁場の如き渺茫たる場所へ各村村別に番人を置くは徒に費を嵩むを以て盜難等あるときは最寄申合せ番船を置いて其近方自他の海面を視察し相互の便を謀るは各地方とも皆然るものなり。乃ち該告訴状の文意に拠るも兩村の海面孰れとなく盜漁致すものあるに依り隣村協議の上番船附置たることを陳したる事実を観るべくして毫も入会といふ意義は之なきこと、明白なりと信ず。

一、其第二条に「湖永は目今に於て決して納税しあるものにあらず、若し果して之れあるに於ては其証を示せ其証を示す能はざれば論所税にあらざるや明なり」との抗弁をなせとも個は必竟原告が従来雜税の存廢に係る法規を辯へざるに坐するのみ。何となれば該雜税の如きは明治八年第二十三号布告を以て各地方共に一般に廢止せられたるものなれば今日も該税の存する理なきこと甚だ明白なればなり。

一、其第三条の大繩反別言々の論弁は本論弁書前第一項に其不当を弁駁したるを以て再び贅せず。右之通御座候此外原告が無証の抗弁は敢て論弁を要せざる儀と存候。而して原告に於て此上別段の申分も無之に於ては被告に於ても最早可申上義無之候に付速に御裁判被成下度奉願上候也

明治十七年十一月六日

被告総代人

齋藤重郎
佐久間政吉
齋藤貞蔵
土山虎四郎

右代言人

東京控訴裁判所
和田判事殿

かくて明治十八年三月九日裁判言渡があつた。今その全文を次に掲げよう。

裁判言渡書

千葉県上総国市原郡五所金杉村平民
佐久間良七外百十九名総代同村平民
今井大次郎今井留吉今井源次郎代理人
原告
北田正董
齋藤莊五郎
齋藤重郎
同県同国同郡君塚村平民
外八十三名総代全村平民
佐久間政吉齋藤貞蔵代理人
被告
土山虎四郎

村地籍横領回復附地券受故障解除の訴訟千葉始審裁判所の裁判不服の控訴を審按する処本件は左の二点を判定すへきありとす。

第一 甲第一号証絵図面白色の部分は原告村の地籍即所屬たるや否のこと。

第二 「ボラ川見通より西南の方五井境迄の海面に於ける貝捲漁業は従来原被兩村の入会たるや否のこと。

第一項 本訴争ふ所の甲第一号証絵図面白色の部分即海面附寄洲は原告に於て天明年度庄左衛門又兵衛の兩人か塩浜開作を願立たる地籍に屬するものにして金杉浜と名称せられ該地籍に關する公租等は従来原被村へ取集め原告村より其筋へ上納し来りし者なり。而して明治七年に至り五所村と合併せしより五所金杉村と兩所管轄権を合併したるものにして原告村の所屬なることは明瞭なりと言ふにあり。然るに原告提供する甲第一号乃至第五号証たるや塩浜税を上納し来りたる証拠にして附寄洲税をも此中に包含せりと見るべきものは無之のみならず甲第六号乃至第八号証は塩浜開作を願立たる書面にして甲第九号証は其開作の許可を得差出たる請書に外ならず。則ち此等の証拠は所争の海面附寄洲の部分迄其範圍内に包含せるものなるや区域の達する所を確認するに由なければ之れを以て本訴附寄洲の所轄権を争ふの証左とするに足らず。

又甲第十一号十二号十三号証は近年に至り原告村限りの調製に係る者にして被告の認可したるものに非ざれば亦以て本訴附寄洲の所轄権を争ふの証左とするに足らず。因て原告申分採用し難し。

第二項 原告に於て前二項に掲けたる「ボラ」川見通より西南の方五井境までの海面にて往古より今日まで原被両村入会漁業稼米りしことは管に其慣行あるのみならず甲第十四号の為取替証甲第十五号の告訴状甲第十六号の証見書等に依り明白なる旨申供せり。然るに甲第十四号の為取換証たるや業己に解約せしものたることは原告も素より自認する処にして該証は却て原告村が当時まで入会権若しくは其慣行なきを見るに足るものなり。何となれば若し原告村に於て往古より入会漁業を稼米りしに於ては斯の如き為取換証を以て殊更に入会稼方の取極を為すの必要なければなり。而して甲第十五号十六号証中には偶々君塚五所金杉兩村持場云々の字句あるも該証に載する告訴事件に付變に始審庭に提出しある所の明治十三年二月廿六日附巡查田中三郎の具状書に君塚村五所金杉村海岸にて原被告人共持場内外を争論致居に付双方召連現場へ出張見分致候処君塚村持場内にて捲取候に相違無之云々。又八幡分署に於て鈴木太吉外一名に言渡したる宣告書に君塚村沖合同村持場内海面に於て貝類六升捲取候段云々とあるを見れば原被兩村の入会持場にあらざること知るべきなり。其他原告提供する甲第十七号十八号証等は孰れも原告村限りの書類に付被告に対し寸効を有せざるものとす因て申分採用し難し。

判決

前項々の理由に付原告の訴旨相立たざることは結局始審裁判の通たるべく随て訴訟入費は成規に照し原告より償却すへし。

東京控訴裁判所

判事 北代 正臣
判事 和田 収蔵
判事 新井 一業

明治十八年三月九日

右正本に依り騰写し下附するもの也

東京控訴裁判所書記 杉浦

知至

明治十八年三月九日

第九章 大審院への上告願末

五所金杉村では控訴裁判の判決に服しないで大審院にまで上告した。所が大審院では原被両告の対審をせず専ら代言人が原裁判の方法を批判し之を上告して更に適正なる裁判を要求するものであるがその判決書によつて見るも五所金杉村がどんなに原裁判に不満の意を表し如何に残念がつてゐるか分る。事件は当時一流の代言人に依頼しその代言人を通して各方面から裁判所に迫つてゐるかどうかがはれるがしかしその辯論は凡て法理論にわたる論筆である故こゝでは只表面に見られる意味をやさしく書き抜きして見ると

一、五所金杉村では論地一帯の地盤は五所金杉村の海面の一部であるがもし附寄洲が君塚村の属地とすると君塚村の附寄洲は五所金杉村を飛び越して渺茫たる海面中の一飛地といはなくてはならない。そうすると君塚こそはその飛地である所以を証明せねばならない。凡そ立証する場合の責任は普通の事柄を主張するものにかかないで特別の事柄を主張するものに帰するといふことが法理上当然のことであるので上告者は論地が上告者の所屬であることを論証すればそれでよいわけである。五所金杉村のやうな普通の場合を証明する責任は只實際が事実をあらはす函面を以て証拠立てればそれでよいのであるに前裁判所では之を顛倒して上告者が所屬を証明するものでなければ上告者の所屬とすることが出来ないやう妄想して上告者に立証の責任を負はせたのは法理に背いた不法の裁判である。

二、なぜ論地附寄洲が五所金杉村の所屬でなければそれが君塚村の所屬であるといふ道理が生ずるかが疑はしい。

凡そこんな論地の所有権を決定するには両方が自己の所有地であるといふ証拠を出させ其優劣を批判して始めて之を決定すべきである。然るに五所金杉村の証拠不十分と判決し君塚村の所屬については何等の説明を与へなかつた理由不備の裁判である。

三、現行法律によつて吟味すると附寄洲のやうな所は勿論官有であるべきであるがそれがどんな理由によつて君塚村の所屬となつたかを説明しなければならぬ。然るに原裁判所の認定した附寄洲はその本質が官有で何れの村にも所屬せらるべきものでないことを認めながら「始審裁判の如し」と判定し何等の理由もなく論地を君塚村の所屬に確定せられた理由不備で法律に背いた裁判である。

四、凡そ海面のやうな場所は官有であつて人民に専用する権利がないから之を欲する者は官庁に願出なければならぬ。即本件のやうに論所が海面であることは原告共一致の事実であるからそれを君塚村の専有にさせやうとするにはその理由を示さなければならぬ。然るに現裁判所が論所の海面に限り専用の権利のあることを証明しないばかりでなくその権利を君塚村に与へたことは法律に背いたものである。もし又与へるべき理由あらば之を示さなくてはならないのにそれがなかつたのは理由不備の裁判である。

五、原裁判所は原被兩村の入会稼に付其証拠の審理が鄭重でなかつたため（例は略す）色々杜撰に流れ理由不備の裁判である。

六、更に追申として原裁判所が其判文第一項地積の論争には論地一帯を附寄洲であるやうに裁判せられたのは不法である。何となれば論所は君塚村の申立によるも其五井村境の一隅の附寄洲で其他は渾て海面であることは君塚村提供の図面によつて明瞭であるからである。

之に対して大審院の辯明は

一、本訴は元互に新に生じた附寄洲を其形状によつて所屬をきめやうと争訟するものでなく、どちらも昔からの所屬地であるとして互に証明論争するものであつて、其起訴者が上告者であるから原裁判所が挙証の

責を上告者に負担させたのは当然である。

二、上告第二三項の趣旨は要するに原裁判所が君塚村の証拠に対し何の理由もなく其所屬としたことを論難するに過ぎないが古来附寄洲を己に之が所屬でないと認定した上は相手者たる君塚村の証拠に対し説明を与へないで其所屬を判定しても上告の原因となすことが出来ない。なぜなれば論所が上告村の所有でないとすれば無関係の土地であるからその所屬の当否は土告村の方で口を出すことの出来ない筋合である。依て本項は上告の原因とするは出来ない。

三、上告第四項の趣旨は原裁判所は両造相争ふ慣行古格に対し起訴者たる五所金杉村は昔から入会漁業を稼いで来た証拠がない旨を判示したもので上告者が論ずるやうな法律に背いた裁判でなく又理由を示さずに君塚村に専用の権利を与へたといふ論告は第二の辯明と同一の筋合で五所金杉村の關係することが出来ない事柄であるから是亦上告の原因とすることが出来ない。

四、上告第五項の趣旨をしらべて見ると為取替証に対する論告は事実裁判官の主権である所の証拠の解釈を非難するに過ぎない。又巡査の告訴事件に対する具状書及分署の宣告に対する批判は原判官の主権である証拠の取舍を論ずるに過ぎない。然も上告者は警官の具状書及宣言書の信用するに足らない旨を述べてゐるがそれは原裁判所へ申上げてない事柄であるから本院に於てすべき限でない。依て本項も上告の理由とすることが出来ない。

五、上告追申の旨趣をしらべて見るに上告者は原裁判所に於て地籍の事に關し論所の一部が附寄洲で他の部分分は海面であるとの申立をしたこともなく只上告村は塩浜開作を願出でてその許可を得其税を上納したことの論拠を以て之と争ひ自己の地積であると論証したことに依ても其附寄洲たることが分る。そして君塚村が原裁判所に提出した絵図面中白色の部分は果して海面であるかどうかは単に該図面によつて断定することは出来ないばかりでなく君塚村は原裁判所に於て曾てそれが海面である旨の申立をしたことはない。依て本項も亦上告の理由とすることは出来ない。

右の理由によつて本件の上告は之を受理しないと明治十八年九月三十日大審院の公庭に於て裁判を言渡さ

れたのである。

この判決言渡によつて本訴は全く前裁判の通り確定したのである。次に其全文をあげよう。

裁 判 言 渡 書

上告人 千葉県上総国市原郡五所金杉村平民

佐 久 間 良 吉

総代人 同県同国同郡同村平民

外百十九名

今 井 大 次 郎

今 井 留 吉

今 井 源 次 郎

高 梨 哲 四 郎

被告人 東京府日本橋区浜町二丁目十一番地平民

高 梨 哲 四 郎

被上告 千葉県上総国市原郡君塚村

右今井大次郎等より君塚村に係る村地籍横領回復附地券受故障解除事件に付東京控訴裁判所か言渡したる裁判を不法と爲し、今井大次郎等より上告したるに依り、被告人の陳述を聴くに其旨趣左の如し。

第一、上告第一図は其実形に相違なきこと被上告の疑はざる所にして原裁判所も亦論地の実形を論ずるに當りては該証を採用せり。該第一図によれば論地は海面一帯の地盤にして取りも直さず上告村地先海面の一部といはざるべからず。実形如此なるが故に之を被上告者の所屬地なりと判定するときは被上告者は上告村を飛越して而も渺茫たる海面に一所屬地を生ずるものにして海面中一個の飛地ありといはざるべからず。故に被上告者か論地を自己所有地と言はんと欲せば其飛地ある所以を証明せざるべからず。凡立証の責任は普通の事柄を主張するものに帰せずして特別の事柄を主張するものに帰すべきは法理の然らしむる所なり。茲を以て上告者は論地が上告者の所屬たることを証する責任なく、其形状上告第一図の如くなることを証すれば則ち足れりとす。然るに原裁判所は此法理を顛倒して上告者か論地の所屬なることを証するにあらざれば則ち之を上告者の所屬と爲す能はざるものゝ如く妄想し上告者をして立証の責を負担せしめた

るは条理に背きたる不法の裁判なりとのこと。

第二、甲第一号乃至九号及十一二十三号証は論地が上告者の所屬たることを証するの効力なしと判決せし一の段は暫く原裁判官の職権内なりとするも上告代理人は何か故に論地が上告者の所屬ならざれば被上告者の所屬なりとの道理を生ずべきかを疑はざるを得ず。本案争論に於て論地の所有権を証するは原被何れの責任に帰するものか原被各自が論地を自己の所屬なりと主張せんと欲せば其証拠を出すべきは普通の手續にして裁判官なるものは此両造が提出せる証拠の優劣を判別し始めて論地の所屬を定むることを得べし。故に本案に於て論地は上告者の所屬なること其証拠分明ならずとすれば尚被上告者の証拠如何を案するにあらざれば遂に被上告者の所屬とする判決し能はざるなり。然るに原裁判所は上告者の証拠は論地の証拠地の所屬たることを証するに足らずと判決し被上告者の所屬なることに付ては何等の説明を与へざりし理由不備の裁判なりとのこと。

第三、現行法律に依るも明治五年大蔵省第五百十九号達第二十七条に堤外附寄洲則大繩場に相成居持主有之候はば格別確定の持主無之地所は入札払に致し持主相定可申とあり。明治八年内務省乙第十三号達には(附寄洲或は自然推積乾燥平素水浸せるものは凡て一般に成規に照し相当代償を以て払う可き)とあり。又明治十年大政官第八号公布の第四条第五条の主意を玩味すれば「附寄洲の如きは勿論官有に帰すべくして純然たる民有の如きも川成海成の荒地に變じたるときは他の漁業採藻を拒むの權なく遂には荒蕪の名稱を除き全く川海湖地即官有に帰すべし」と定められたり。故に原裁判所か論地を附地を附寄洲と認めたらんには元來所屬の義務を有せざる附寄洲が如何なる事由ありて被上告者の所有となりたるかを説明せざるべからず然るに原裁判所は論地を海面寄洲なりと認定され其本質官有にして何れの村にも所屬せらるべきものにあらざることを認めながら「始審裁判の如し」と判定し何等理由もなく論地を被上告者の所屬に確定せしめたるは理由不備にして法律に背きたる裁判なりとのこと。

第四、明治八年第九十五号布告は凡そ海面の如きは官有にして捕魚採藻等の為人民に於て専用する權利なきが故之を欲するものは更にその官庁に可願出とするに在りて明治十年第八号布告第四条同十四年内務省

甲第九号達の主意もまた之に外ならず。故に本件争論の如き場合に於ては論所の海面なること原被一致の事実なるが故論所を挙げて被上告者の専有に帰せしめんとすれば其理由を示さざるべからず。然るに被上告者は論所海面に限り之を専用するの権利あることを原裁判所は証せざるのみならず千葉県庁は大政官布告第九十五号を發布の後最初は相当の手続を踐み借用の件出願すべしと達したるも其後出願に及ばずと再達せられたるか故出願せずと明言したり。然らば被上告者は明治八年甲第九十五号公布の趣旨によつて管轄官に出願せしこと分明にして明治十年第八号公布第四号又は同十四年内務省甲第九号達の主意により他人の漁業採藻等を拒むを得ざること明なり。法律既に如此なるに原裁判所が論所の海面専有の権利を被上告者に与へたることは法律に背きたるものなり。若し又与ふべき理由あらば之を示さざるべからざるに否らざりしは理由不備の裁判なりとのこと。

第五、原裁判所は甲第十四号証の契約は以前論所海面の原被共通ならざりし証拠なり然らざれば当時入会稼方の取極を為す必要なしと論ぜられたれども該契約の成立たる必要は其明文により明治八年第九十五号布告が其起因にして之を措き他に其必要を対案し得るの途なし。且該契約が明治九年始めて旧慣を破り被上告専用海面が原被共通の稼場となりたるものならば被上告者は何等の報酬を得て如斯契約を為したるやを審究せざるべからず。豈自己の利益を裂きて他人に与へ相当の報酬を得ざる理あらんや。而して其報酬を得ざること被上告者の明言する所にして原裁判所も亦知了せらるゝ所なり。加之甲第十五十六号証は原被連署の書面に於て其記載したる事柄に原被異議なき事実にして動かすべからざるものなり。而して其第十五号証にて（君塚五所金杉両村持場内にて）の明文あり。又第十六号証には（市原郡五所金杉村君塚村）村境榜示杭より沖合西の方に当り凡そ千八百間の船見印あり戊の方に当り凡四十間の所にて言々）とありて論所が原被告の共同稼場たること瞭然たるのみならず其告訴者は原被告の番船総代なることが明記しあつて告訴の末下附せられたる員一斗二升は原被告村の筆生が連署して受領したること明白なり。若し論所が共同稼場に非ざれば原被告の総代及筆生が共に事を為すべき謂れなし。原裁判所は該両証に（君塚五所金杉両村持場云々）とある字句に就てのみ説明をなし前記必要な事実について説明せざりしは不当

なり。又該両号証に（君塚五所金杉両村持場云々）の字句は其記載の告訴事件に付出したる巡查田中與三郎の具状書及鈴木太吉外一名に言渡したる宣言書等により打消されたるものゝ如く裁判したりと雖も、該具状書及宣言書等は他人の手に成りたるものにて之を以て原被告の承認したる事実を打破し能はざるべし。而して該具状書宣言書は如何にも奇怪に堪へざるなり。其故は甲第十六号証の如く实地に臨検したるは巡查菊地篤四郎なるに之に関せざる巡查田中與三郎が具状書を出すの道理なく甲第十五号証の告訴は原被告にして其捲捕られたる員類さへも原被告の筆生が受領したる程にて当時原被告が争論すべき理なきに田中與三郎の具状書には原被告が持場の内外を争ひ夫か為め告訴事件の発生したる如き文勢あり。又甲第十五号証の告訴事件については捲捕したる員類一斗二升なること甲第十六号証の如くなるに宣言書には員類六升捲取候段云々とあつて彼是符合せず。然るに該具状書及宣言書は甲第十五号十六号証以外の告訴事件にあらざるなきか。之原裁判所の審理鄭重ならざりし為め斯く杜撰に流れたるものにして理由不備の裁判なりとのこと。

明治十八年九月十七日左の一項を追申せり。

原裁判所が其判文第一項地積の争論に付論地一帯を附寄洲なるか如く裁判せられたるは不法なり。何となれば論所は被上告者の申立に依るも其五井村境の一隅の附寄洲にして其他は渾て海面なることは彼れ提供の図面に依り明瞭でなければならぬとのこと。

依て本院に於て辯明を為す左の如し

第一条 上告第一項の旨趣を審案するに本訴は元是新に生したる附寄洲を其形状により所屬と為さんと争訟するに非ずして古来の所屬なりとし互に証明論争するものなり。而して其起訴者は上告者なるが故に原裁判所が拳証の責を上告者に負担せしめたるは当然なりとす。

第二条 上告第二三項の趣旨は要するに原裁判所が被上告者の証拠に対し何等の理由も附せずして其所屬とせしを論難するに過ぎず。依て之を審案するに前条辯明の如く古来論所を起訴者たる上告村の所屬に非ずと認定せし上は對手者たる被上告村の証拠に対し説明を与へず其所屬と判定するも上告の原因となすを得ず。

何となれば己に論所が上告村の所屬にあらずとすれば無關係の土地なるが故に他の所屬の当否は上告村の容喙するを得ざる筋合なればなり。依て本項は上告の原因と為すを得ず。

第三条 上告第四項の旨趣を審案するに原裁判所は両造相争ふ慣行古格に対し起訴者たる上告村は往古より入会漁業を稼来りし証憑なき旨判示せしものに付上告者の論する如き法律に背きたる裁判にあらず。又理由を示さずして被上告村に専用の権利を与へたりとの論告は第二条辯明と同一の筋合にして上告村の關係するを得ざる事柄なるを以て是又上告の原因と為すを得ず。

第四条 上告第五項の旨趣を審案するに甲第十四号証に対する論告は事実裁判官の主権なる証拠の解釈を非難するに過ぎず。又甲第十五号証に対する論告は被上告者に於て反対の抗弁するにより原判官は該証に載する告訴事件に付巡査の具状及八幡分署の宣告書を採用し以て該両号証中君塚五所金杉両村持場云々の字句を排斥せしものにして是又原判官の主権なる証拠の取舍を論ずるに過ぎず。然るに上告者は該具状書及宣告書の信用するに足らざる旨縷述すれども原裁判所へ申立てざる事柄なるを以て本院に於て監査すべき限にあらず。依て本項も上告の理由と為すを得ず。

第五条 上告追申の旨趣を案ずるに上告者か原裁判所に於て地籍の事に関し論所の一部か附寄洲として其他の部分海面積なりとの申立を為したることなきのみならず現に上告者は其第六号乃至九号証を以て塩浜開作を願出其許可を得全第一号乃至第五号証を以て塩浜税を上納したりとの論拠を以て之を争ひ自己の地籍なりと論証したるに依るも其附寄洲たることを徴するに足れり。而して被上告者か原裁判所に提出したる絵図面の白色の部は果して海面なるや否や単に該図面のみ依り断定し能はざるのみならず被上告者は原裁判所に於て曾て其海面たる旨の申立を為したることなし依て本項も亦上告の原因と為すを得ず。

右の理由なるにより判決する左の如し。
本件の上告は之を受理せず。
明治十八年九月三十日大審院公庭に於て裁判を言渡すもの也。

大審院
判事 原 田 種 成 印
判事 加 藤 祖 一 印
判事 増 戸 武 平 印
書記 吉 沢 謙 吉 印

右正本に依り謄写する者也
明治十八年十月十二日

大審院
書記 吉 沢 謙 吉 実印

第十章 訴訟終了後に於ける不祥事件

三審の裁判も終了し勝訴が決定したので君塚村の喜は非常なのに引換へ五所村の落胆は一と通りてはなかつた。訴訟中にも数々君塚浦へ侵入し貝類盗取に來たが君塚村ては一方八幡分署に訴へて其取締をねがひ又たえず浜番を出して之を制止して來たがとうとう明治二十年五月四日の不法侵入事件となり双方共多数の犠牲者を出した不祥事件か勃発したので。それはその年君塚浦では生砂子や小貝か沢山生れてその生育もよかつたので今年の肥料は先づ安心と非常に喜んでいたので。然し萬一の盗採に備へて昼夜数人宛浜番に出で居た所が五月四日何十般の船にのり込んだ五所の人どもが貝類を盗みにやつて來たのです。村の番人が之を制止したが大勢をたのんできかばこそその上一人の統領と見える人が船の中央にとつかと座り込み「貝をとらせるのはおれだ五所のもども自由に沢山とれ」と頑張つてゐたのです。

村の番人は到底制止しきれないので一方急を村方に知らせて応援を求め更に一方八幡分署へも之を知らせて取鎮め方をたのんだのです。村の方ではこの知らせを受けて手に手に捧や得物をもつて浜番の応援に來ましたが大先の大將は相変らず船に座り込んで暴言をはいてゐるので氣の早い連中は「えやつつけてしまへ」と大勢船べりに集まつてにらめつけてゐましたが村の人どもは「打つな打つな打つてはいかんぞ」とか「けがをさせるな」といつて止めながらわいわいさわいてゐたのです。

その中どうしたはづみかあちらの方でも打ち合ひが始まりこちらの方でもけんくわが始るといふわけに逃けるもの追ひかけるもの阿修羅の巷となつたのですがとうとう五所の方は船を引きあげましたので村の方でも五所方二三名を証人として引致して引き上げましたが警察からは多数の警官が出張し医者も出張して負傷者の手当をすると共に事實の調査にかゝり被害者からも夫々始末書を提出したがお互の凶器は皆警察官の押収する所となり鎗の束椽や竿の束が県道に横はつてゐるし尚一方今夜又五所の方から大勢押寄せて來るといふ噂も出て中々大さわぎであつたさうです。

そしてお互に負傷者は夫々相手方を告訴したか警官の方でも夫々被害の状況を調査して告訴したので遂に七月七日勾引状を以て被害者加害者一同が勾引されたのです。

当日の事件の要点を書けばこんなものですが其日の村の動搖は一と通りではなかつたのです。波状的に來る五所勢來襲の知らせに寺では番木をけたたましくたゞいて村中に知らせ村からは一戸残らず得物をもつて浦の方へ応援に走つて行つたのです。家の姉なども「また五所のやつらが來た」といつて裁縫所から歸つて來て裏の柿の木に立てかけてあつた手頃の竿をかついて出かけ川間の兄さんはヌキ身の槍を小脇にかゝえて川べりを疾走して行つた姿が今でも目の前に見えるやうである。

かうして七月七日に勾引された被害者ともは夫々又警察で取調べを受けてゐたが七月十四日には寒川の獄舎に勾留された。そして八月二日には豫審裁判が終了して一部は不起訴となり一部は千葉輕罪裁判所に移されたが修進社代言人土山虎四郎中沢文治氏等の辯護によつて十月十二日無罪の言渡があり無事出獄した。今この事件の経過をあけると、

- 一、事件の発生 明治二十年五月四日
- 二、告訴状提出 全 五月七日
- 三、勾引状執行 全 七月十二日
- 四、勾留状執行 全 七月十四日
- 五、豫審終結 全 八月二日 免訴者出獄
- 六、辯護願提出 全 九月二十日
- 七、判決無罪出獄 全 十月十二日

告訴状

上総国市原郡君塚村 告訴人

池田庄太 石橋寅造

貝類窃盜せられ及殴打せられたる告訴

全 国 全 郡 五 所 金 杉 村 被 告 訴

中島 小島 菊島 外 姓 名 不 詳 二十人 余

右告訴人共上陳仕候自分共当村規約に依り明治二十年五月四日当村浦海辺盜船見張当番に相当り候間当日

海辺へ出張致居候処同郡五所金杉村民の当君塚浦方に生養する貝類(きさごつぶあさりはまくり)等を窃取に來り候間之を防止致候別紙検案書の通負傷せられ候間其被害を告訴仕候。

元米君塚浦は貝類なる故浦方に生ずる貝藻を以て田畑の肥料となす。而して此貝藻は田畑を培養するに必要欠くべからざるものなるか故に村方に於ては収獲の時期に至らざれば猥りに捕獲するを許さずとの規約を為せり。故に近村浦方に比すれば貝藻夥多敷是を以て他村民か窃に來りて盜取するもの多く遂に近來は大に減少致し君塚村田畑の肥料に不足を生ずる有様に立至れり。故に村内協議の上浜番人と稱し海面洲近かに番船を設け貝類盜取の防禦と致すことの規約をも取結ひ日々七八人宛見張りを為し居り候。然るに本月四日ハ自分共其当番に有之候間全日早朝より出張致居候処午前八時頃凡二十艘余君塚浦洲合に乗掛り來り貝藻を盜取するを見留めたるを以て池田糸七等十二名は直に番船ニ乗出し盜船に近寄見れば五所金杉村民にして船中余程貝藻を捲取あれば(貝藻類は御臨檢の巡查御見留相成たることと思料す)其不正を鳴し防止したる処、彼等多人數なるを以て之に應せざるのみか權又は水竿等を携へ自分等を打殺せ沖合より沈めよとの掛声をなし威勢を極め打來り暴勢甚しく一同必至と防禦致候へ共如何せん衆寡敵せず池田庄太郎の如きは船權を以て打倒され大に負傷を蒙り一時動止することも能はざりし程なり。因て立石与惣次は之を介抱し為に多少負傷を受け又石橋寅蔵儀も同様創傷せられ候。

右一件に就ては其際所轄八幡分署へ口頭御届に及び仕末上申仕たるを以て該分署の巡查久野七五三及鳥海初太郎氏等臨檢相成取調有之たるを以て分署に於ては事實明瞭に承知致居候間不日 告発に可相成事と確信仕候得共右は被害者の趣旨概略に付茲に開陳告訴仕候ニ付本案と共に損害賠償の御裁判を仰き度為め奉願候。且本件の証拠と相成候もの右に指摘仕候。

- 第一、明治二十年五月四日池田糸七外九名より八幡分署へ差出したる現場仕末書。
 - 第二、明治二十年五月七日立石与惣次より八幡分署に差出したる仕末書。
- 又殴打事件の証拠となるものを掲ぐれば左の如し。

第一、池田庄太郎か打倒された當時に盜船より押収したる權並に「タブ」

此物件は現場御臨檢の巡查久野七五三殿に保管願置候

- 第二、明治二十年五月四日池田糸七外九名より八幡分署に差出したる現場仕末書。
- 第三、明治二十年五月七日立石与惣次より八幡分署へ差出したる仕末書。
- 第四、明治二十年五月七日石橋寅蔵より八幡分署へ差出したる仕末書。
- 第五、明治二十年五月四日医師田原玄幸か八帳分署長代理鳥海初太郎殿へ宛たる被害者立石与惣次石橋寅蔵負傷檢案書。

明治二十年五月四日池田庄太郎か檢案書及び口共等は所轄八幡分署より御差廻し相成候様と存候。以上諸書類は皆現場臨檢の上被害者、又は関係人等より差出たるものなれば事實の確証と思料仕候間加害者御捜査の上相当の御処刑被成下度此段奉告訴候也

池田庄太郎
立石与惣次
石橋寅蔵

千葉輕罪裁判所御中

明治二十年第一〇一号

豫審終結言渡書

千葉縣市原郡君塚村七番地

平民 農業
八番地 平民 農業

池田庄太郎

令二十六年

池田糸七 三十八年十一月

番地不詳中村金太郎方雇人
惣社村廿二番地萬吉弟平民

宮原福太郎 // 二十二年
 石橋寅造 // 廿年八月
 古川辯造 // 二十八年
 立石与惣次 // 三十八年
 菊地弥一 // 十七年一月
 齋藤彦四郎 // 五十年
 池田与吉 // 二十年九月
 池田代七 // 四十一年
 池田治三郎 // 五十三年
 池田新十郎 // 七十年
 小出熊吉 // 三十七年
 // 五所金杉村番地不詳平民塩売業
 // 八十二番地平民農

// 百九番地平民農間漁業
 中島与吉 // 四十七年
 中村善次郎 // 二十二年
 // 六百番地平民農
 関本又次郎 // 四十三年
 // 百三番地平民塩売業
 石川作次郎 // 二十二年
 // 八十八番地治良造二男平民農
 今井茂吉 // 十八年八月
 // 七十四番地平民農業呉服商
 中島金五郎 // 二十七年
 // 九番地平民農
 中島捨次郎 // 三十二年
 // 百四番地平民農間仲買業
 大塚甚太郎 // 三十五年
 // 八十七番地平民塩売業
 宮野安五郎 // 三十九年

右被告に対する欧打創傷犯事件当衛檢察官の公訴に依り審理を遂ぐる処被告の内池田庄太郎池田田余七宮原福太郎石橋寅造古川辯造立石与惣次小出熊吉中島与吉中村善次等九名は明治二十年五月四日午前十時頃君塚村浦の海浜に於て生砂子捨取の場所区域を争ひ君塚村五所金杉村両村の者等多人数嘯集し争論を為せし際現に手を下して互に欧打し二十日に至らざる時間疾病に罹り休業を為すべき創傷を負はしめたる者共にして其証憑は巡査の報告書丸園吉外二名の始末書司法検査官の作りたる検証調書訊問調書医業椿清の検案書及被告

等の申供等に依り充分なりとす。而して爾余の被告等は当時果して手を下し殴打したりと認むべき証憑充分ならざるものと認定す。

因て之を法律に照らすに被告庄太郎兼七福太朗寅造辯造与吉善次郎与惣次熊吉等は共に刑法第三百一条第二項及び第三百五条を適用すへき軽罪なりと思料するを以て治罪法第二百二十六条に則り各千葉軽罪裁判所に依付し被告菊地弥一斎藤彦四郎池田与吉池田代七池田治三郎池田新十郎関本又次郎石川作治郎今井茂吉中島金五郎中島捨治郎大塚甚太郎宮野安五郎等十三名は治安法第二百二十四条第一項に照し免訴するものなり

明治廿年八月二日

千葉軽罪裁判所
豫審判事 安藤 守忠
裁判所書記 成瀬 邑雄

右豫審終結言渡に対し故障を致さんと欲せは此臆本の送達ありたるより一日内に其旨を申立つへき者なり
明治二十年九月十二日此臆本を作る

裁判所書記 成瀬 邑雄

辯護御願

東京京橋区南鍋町一丁目四番地寄留
佐賀県士族東京組合代言人

弁護人 土山 虎四郎印
弁護人 中沢 文治印

右者自分共殴打創傷被告事件ニ付前書土山虎四郎外一名へ辯護依頼仕候間御聞届被成下度此段奉願候也
千葉県上総国市原郡君塚村平民
明治二十年九月二十日
立石 与惣次 印

池田 象七
池田 太郎
石橋 寅造
古川 寅造
宮原 福太朗

千葉軽罪裁判所御中
允許ス
明治二十年九月廿二日

第十一章 訴訟中に於ける村内の動静

一、村内一致の持久戦対策

訴訟事件の勃発と共に村内の普論は期せずして自然に行くべき所に一致して来た「あくまでも戦へ」「どこまでもやつつけてしまへ」「どんな困ることにこらへろ」「代言人は日本一のをたのめ」「金はいくらでも出さう」先つ書き並べればこんな所であるが其実行には中々大きな決心がある。先立つ金の問題であるが一流の代言人を頼むにはその鑑定料だけでも三百円は要るといふし訴訟の事務所も千葉に置いて総代の方には始終そこに居てもらはなくてはならないし村からそこの連絡事務所の雑費はもとより代言人の旅費宿料接待費等々とても並大抵のことでない。其上訴訟中はそれをよい事にして五所村からは大びらに浦の貝取りに来るといふ仕末で村の収入もそれだけ減つて来るわけでそれがこれから先何年かゝるか分らない数へ上げる

と悲観の材料だらけである。

然し代言人の鑑定料も重立会議で一十御話に出すと立所に三百余円の出金がまとまつた。今なれば三百円の金は兄ちゃんの小使いにもダラダラ小言をいつて手にとらないものもあるほどの金であるがその頃の三百円となると中々大したものである。明治十年時代の物価とすると主食の米が一升五錢五厘酒一升か十錢醬油一升か八錢味噌一匁八錢油一合四錢大豆一升四錢豆腐一丁六厘油揚一枚六厘砂糖一斤七錢五厘といふ時代だから三百円出すと米なら一俵二円廿錢として約百三十俵余り酒一樽四斗入として七十五樽買へる位で中々容易なものでないそれが一寸の会議ですぐまとまつたのであるから其意気の軒昂なることがよく分るのである。そして持久戦の費用として一戸四錢宛の日掛を以て之に充てることに話が一決した。これがこれが期限の分らない仕事であるから仲々容易なものでない。然しこの事件が敗訴となれば附寄洲はなくなるし漁業の権利はなくなるし海から入る金はなくなるといふ所謂生命線の確保のためにはほんとうに死力を尽さねばならないので村中一同協議の結果大節約を実行して資金をしぼり出しこの大目的を貫徹することに意見が一致した。

二、村内の大節約実施事項

- (一) 第一に不急の普請はやめることいやこれは出来なくなつたのである
- (二) 冠婚葬祭の緊縮節約
 1. 出産宮参七五等の祝を廃止すること
 2. 婚礼は簡単に行ひ酒は止めること
 3. 葬式仏事は出来る丈簡単にし酒は絶対用いぬこと
 4. 村の祭礼もほんの形ばかり行ふこと
- (三) 子安講念仏講光明講八日講行等各種講事を止めること
- (四) 子供の買食菓子類の小売を止めること
- (四) あめや菓子屋など行商人の出入を止めること

(四) ぼてい行商人の出入を止めること

(四) 乞食ものもらい押売の出入を止めること

(四) 酒類の販売停止

こんなことは今日の生活改善新生活運動と形はよく以てゐるのであるがその精神はともくらべものにならないもので口先でいふやうな生やさしいことではなかつたのである。何せ一步誤ると生きて行けなくなることであるから実に真剣そのものであつた。子供から年寄に至るまであらゆる娯楽を抛つて専心村の事につくさうとするその健やかな心意気が村内に張り村の内はしんとして歌声一つも聞へなく只寄るとさわると出入の様子を話し合つて其勝利をねがひほんとうに臥薪嘗胆を地で行つたのである。そして其徹底ぶりについても乞食や物もらひの追ひはらひについては貝塚太蔵さんが其任に當つて見まわり追ひ出すやうな仕末であめや行商のビイビイも聞えなくその影もひそめて来た。

事件が長びくにつれ一層困つて来たことは家のこわれや屋根ふしんも出来なくなり殊に大きなお寺の屋根ふしんが出来なくなることには全く閉口した。村のお寺は此近所にはない大きいものたつた間口十間余奥行五間もあつた大伽藍で床の高さは四五尺もあつたらう床下を自由に歩くことか出来るし子供は手をあげても届かぬ位であつた。廊下も厚さ二寸位の樗の枝で張られ柱は今の旧校舎の土台となつてゐるもので六七角もあるでしようし殊に驚いたことにはその鴨居が一尺四五寸もあるものが皆掘物かほつてあつて赤く青くぬつてあつたことである。今のお寺はその時の庫裏で其わきに小さく建て、あつた坊さんの住居であつて本堂は当時小学校の一部を使つて居たのである。永い間にはその屋根がこわれて修繕も出来なく雨ふりの時にはあつちでもこつちでももつて来た。そしてあらしの時などは天井がふわふわして下に居るのがとてもあぶなくなつたので先生と大きな生徒たちで棒をもつて天井をつき落してしまつた位でしたがその後之をたゞんで学校を建てることになつた。しかし其鴨居などは村の溝の橋や川や井戸の洗場などに使はれ他県から来てこれを見た人からまことに勿体ないことだと惜しまれたものです。然し村の方ではこれをどうすることも出来なかつたのです。酒の売止めも節約の目立つた一項目でこれは子供だけ買食を止めさせて大人が酒をのむのはよ

くないそれも売つてゐるからいけないのだといふので村内で酒の売方停止の決議となつたのです。これも始はよく実行されたが二年たち三年たつ内にがまんしきれなくなつて暮夜ひとりそつと五井へ買出しに行くものが出来て「おれも見たい」「おれもぶら下けたのに逢つた」といつて来るものかありこれではだめだと村の会議の問題となりでは分量を限つて一人一日一合といふことになつたといふが子供の買食より大人の方が辛抱弱かつたことは考へると浅ましいものである。

事件の判決もきまり漸く緊縮もゆるめられてまあ早苗振や夷子講位などはよからうと皆其湿ひか受けられるやうになり左党には早天に雨にあつた心持となつた。丁度筆者が生れて七つになつた二十一年の時である。父は始めての男の子だから夷子講でもやらうと親類近所の人をよんで心ばかりの酒をくみ交さうとして斎藤重郎平さんを招待したところ喜んでお出になつて来れたがやがて出たお膳の方を見て「こんな夷子講がどこにあるか今はまだ事件が終つたばかりで村の緊縮方針はまだ解けたといふ訳でないのにこんな御馳走を出すとは折角であるが御馳走にはなれない」と席をけたてて帰つて行かれるので父や親類のものもとんだことをして申訳かない以後は謹みますから今日だけはせひとうぞ」と御詔をして御止め申したがいつかなきかばこそ御帰りになられたと父はよく話されたがこんなしつかりした方が先に立つて指導者としておられたればこそ村の秩序は保たれ七年にわたる大さわぎにも村全帯がピクともしないで建直すことが出来たのである。今の生活改善新生活運動等か如何にも立派に其改善事項を書き並へる人はいくらもあるが果して之が徹底はどうか。又其実行をほんとうに監督指導して其精神を貫き通して之を生かす人が幾人あるであらうか。村の大事に際し指導者としてこんな立派な人を得たことは全く村の幸であつたといはねばならぬ。聞けば斎藤さんは若い時から村の庄屋をつとめてゐたがその頃よく菊間藩の役人か来られて村のことについて応接されたか時には当時禄にはなれた士族なども来て難題をいひかけられて困ることもあつたさうだが或時菊間藩の役人が玄関に参られて「頼まう」といふのであつたが座敷の方に居て「だれだ何だ」といつて応対したがそれが藩の人と分ると出て御訳ながら度々あつたお話をすると「今の時代にはそれ位にして居なければならぬ」

といつて大へんほめられたといふことである。其胆力の自然にすわつてゐること其実行力の旺なこと小さいことにまで細心の注意を払はれてゐること等に得難い人物であつた。偉大なる体格の持主で人に接する如何にも磊落に見えるが一見腸の底まで見破る明を備へて居ながら然し何にも知らない風をして居た所よく狸と噂されたさうだが其戸長の職にあつた時代にもよく事件の真相をつきとめて油断なく事を処理し慧眼の人腹の出来た人として当時要路の人の中でも重きをなしてゐたのである。然し子供がともすきで子供に対しては逢ふとしよう談ばかりいつて役場へ往復の時をまつてゐてよく談をしかけたものである。夕方洗場に行くときにはいつも一所に行つて背中を流して上げるとアピラウシケン：といひながら背中を流してくれた事か今たに思ひ出される。話が横にそれたが次に総代佐久間政吉さんの挿話を一つ二つ書かう。

佐久間さんがまだ若かつた頃家に夜盗が侵入して来たのでまあまてまてと帯をしめてゐる内に賊はお父さんの方へ行つて二言三言いつてゐるうちお父さんに切つけ眉間にきすを負はせた。之を見て「このやろう親のかたきだ」とたすき十文字にはちまきの姿雄々しくなげしの槍をしごいて五反田道の方まで追ひかけて行つたといふがこんな剛胆の方を先導者として事件の、さばきもテキパキ行つたに違ないと思ふ。佐久間さんは其思想も仕事も進歩的の方であつた然も又慷慨世を憂うる人であつた。萬事世の先端を行かれたことはあの養蚕の盛であつた時代に卒先蚕種製造に着眼され大成功をしたことは人の知る所である。其区長時代に青年団の改造を念して当時の青年や其指導者によびかけて其改造促進につとめ青年文庫の創設施設事項の改善試作地の創設洪水被害地の復旧工事助成等青年団の前途に光明を与へたのも氏の力である。然も平素極めて謙遜で日常対応の言語亦懇懇て其中に故事を引きユーモアも交へて啓発されることか多かつた。曾て郡会議員選挙の際村で選挙の候補者決定の際ごたごたした時いつそ村からは別に氏を推さうと衆議一決したところ慣然之を斥けて「そんなことが出来るものか」と席を立たれたので事止みになつたといふことである村に郵便箱を設置するやうになつたのも氏の発意懇懇の力によることか甚だ多かつたのである。

斎藤貞蔵さんはまだ十八才の青年のとき此大事件に村の総代に選定された後傑萬事推して知るべしである。辯舌は肯て快弁流るゝか如しといふのではないか其思慮に富んだ構想整然として談論一と度外に発するや一

系乱れす一言の無駄一寸のすきもないむしろ低調だが齒切のよい語調は満座を思はず肅然とさせる。然も天性の睿智は各方面にほどばしり出て真面目の中に又階層を交へて思はず人を笑はしめる所は真に知泉の如き人ならては出来ない所である。男も女も老も若きも齊しく其人格に打たれ話調に敬服して懐きよる所常人の出来ない所である。後数回町長に推薦されたのも寔に以てある故である。而して座談は其最も得意とする所て文筆に長し製図に巧に囲碁をよくし歌曲に秀て交際円満にして真に八面玲瓏八方美人といふタイプであつた。又子供が極めてすきでじよう談を交へて之をあしらい始終笑はせられたことは今にも忘れ得ないものがある。池田七五郎さん池田三郎平さん御所は何れ劣らぬ村内の長老である其頭腦の緻密なる其仕事の穩健で着実なる村内等しく景暴する所であつた。あらゆる世の経験をなめ尽して周密なる思慮を以て一言一行苟もしい真に不動敵の如き風格を忍はせるものがある。この重鎮どもがその思慮体験を傾けて此事件に当らるゝ其結果は推して知るべきである。

君塚村が時も折も折揃つたこの偉人共を総代として推薦することの出来たことは真に村の幸福であつたといはねばならぬ。

修進社の中野武宮さんは誠に快活な方で村へお出になるとよく齋藤さんと碁をうたれたが或時齋藤さんによい手をうたれてほとほと参り「齋藤さんはよい手をうちましたねこれは君塚の附寄洲ですよこの為につきかり負かされます」と笑ひ話をされたさうだが附寄洲はほんとうに事件の天王山であつた否天王山であつた早くから此手を打つて居た君塚の先輩各位の慧眼にはほんとうに心から敬服し感謝せずには居られない。また一銭の収入もまだないこの土地を永い間もちこらへて村の為に努力してくれた骨折もなみなみならぬことで永久に忘れ得ぬところである。

修進社の中沢文次さんは狩猟がすきで休のときには大きな獵犬をつれて遊びに来られたが製図についての造詣が深かつたのでお茶のみ話にも製図の話が出て齋藤さん縮図にしてもこの二厘間までは誰にも出来ませが一厘間になると線そのものが一厘の中にあるので普通の人にはとても正確に書けぬものですと御話された

といふがこんな人に指導されて製作した地図が裁判上大きな働をしたことは今更いふまでもないことである。

三、スバイの摘発

まだ裁判沙汰とまでは行かない時であつたか五所村との交渉が日毎につづいてゐた時代に村の代表として折衝に当られた方が帰つて村の重立会議に其日の経過を報告し明日の対策をねつて交渉に臨むと村で相談した事柄が底をもる様に五所の方にすつかり分つて交渉に非常な困難を来し「どうもこれは変だきつとスバイがあるにちがひない」内偵があるのだ」とにらみいろいろの方面からつきとめた結果其本人も判明したのでこれでは困ると秘密評議一決その人を会議から除外してしまつたといふことがあつた。

これと前後して五所から来たぼてい振の中にも巧に村の人に取入つて村の事情を内偵し之を密告するものがあるといふので又其実状を確めた上他村殊に五所村人との密談ボテイ振などの入村を禁じた。其間に於ける村民の苦心やいやな気持は今日では到底想像も出来ない程であつた。

四、事件中に於ける異色の盗難事件

其一は五所との境界木の盗難事件であるその真相は当時の届書に明であるから之を挙げる

盗難 御 届

一木種 槻 巻本 長さ三間の内二間半 式段目通り四尺廻り

此代金参円

一同 巻本 長二間半目通り一尺五寸廻り

此代金参円七拾銭

右者市原郡五所金杉君塚兩村浦境石杭より沖の方に倒れ有候境界抗に有之候処本月十八日夜該木相見へ不申候に付近傍相寄候処何人か引去りたる事と見え海面一文字に小溝二筋相立居候に付不審に存右溝筋尋行候処右大抗は全所より凡百間程五所浦へ引摺りたる跡有之小抗の分は相見へ不申依之五所金杉村へ相掛合引取へくと存居候処当時干潮せざるに付一昨二十日夜右場所へ相越候処最早杭木は無之尚同所より凡百間位五所

浦方へ引摺たる跡相立居り夫より尚沖の方へ百間余隔りたる五所浦場所へ引行たる跡相立居候へ共追々水深く相成跡方相見え不申右者一昨二十日午後五時迄満潮の際漁船にも無之小船三艘抗木有之候近傍に当り徘徊候棟黄昏故発揮と難見留右三艘の小船全く賊船にて該杭木盗取等に可有之と存候間此段不取敢御届申上候以上

明治十三年十一月二十四日

君塚村総代

池田 峯吉
切替 源太郎

千葉県令船越衛殿

御保証願

去る明治十三年十一月廿四日附を以て君塚五所金杉村浦境杭木盗難に罹り候際別紙の通当御署へ御届申上候書面今般要用の儀有之候間御手数何共奉恐入候得共相違有無御保証被成下度此段奉願候以上

上総国市原郡君塚村総代

明治十七年五月十九日

池田 七五郎
佐久間 政吉

千葉警察署八幡分署長

警部補小泉扇造殿

其二、事件のため困つたことは海へ出て大ぴらに稼ぐことが出来なくなつたこと、五所の方からはたえず入つて来て貝類をとられ之か防ぎ様がなくなつた事である。君塚の方では農業と共に海の働はなくてはならぬ副業で之が全村の死活問題であるのにこの仕末なので殆ど困つて幾度か八幡警察へ願ひ出たが「訴訟中は絶対に止めることは出来ない」といふので殆んど困り切つてしまつた所が始審裁判所の判決もきまつたから又々差止方を依頼に行くと更に「控訴裁判中であるからその確定までは捕魚採藻は出来ない」といはれた。仍て村方では大決心の下次のやうな上申書を署長に提出して其善所方を要求した。

上申書

当村地先海面捕魚採藻の儀に付五所金杉村と故障を生じ結訴に立至り候次第は去る四月廿九日上申書を以て始末申上候然るに当時控訴中なるを以て追て裁判確定候迄捕魚採藻難相成旨御示しに相成候得共元来当村は現有者の位置に立ち是迄致居候義を五所金杉村が横合より故障を起し原告となり訴訟を結ひたるも其申分不相立上は今更五所金杉村が控訴をなすも当村が現有者たる資格を損する義に無之然るに於ては此上控訴裁判落着まで原告者たる五所金杉村の望により被告の営業を停止せんと要せば先づ控訴庁へ其由を申立てさるへからさる順序に有之候蓋し此順序を要する所以は追て裁判落着の上原告の控訴不相立曲者となりたる時は被告の営業停止をなす時間被告が得へき収獲を失はれたる損害の責を負はしむへき用意も可有之夫故に普通訴訟の手續に於て起訴者より被告の営業を停止せんとする時は他日其損害を補償すへき旨を豫め裁判所に於て書面を徴せらるゝ成規に候是れ他なし容易に他人の営業を妨害せしめず且他日再び訴訟なからしめんと御趣意にして人民保護の厚きに出づる儀と信じ申候若し原告にして他日の損害を任する責を承諾せざる限りは現有者たる被告に対し其働を制する能はさるは当然の筋合に付被告は依然其営業を為して妨げなき理と信じ申候是則原被告の資格を異にする所以に御座候然るに御署に於て当村の営業を御差止相成候時は他日原被告の間に損害の紛争を醸し却て繁雑の場合に立寄り可申乎と懸念仕り候

殊に捕魚採藻には猶豫のならざる季節有之事に候へは若し其季節を愆るに於ては其損害容易に無之と甚苦慮仕候間右原被告の資格を異にせる理由並原告に於て裁判所の手續を経ざる限りは容易に被告の営業を差止むへき筋に無之誤合なるを以て当村は従来の通営業仕度候間此段厚く御詮議被成下候様奉願候以上

上総国市原郡君塚村

明治 年 月 日

齋藤 貞蔵
佐久間 政吉
齋藤 重郎 平

千葉警察署八幡分署長

尚此事に關し最も滑稽に思はれたことは五所村では訴訟中を寄貨として控訴裁判所に次の論弁書を提出して識者の笑をかつたことである。

修進社の鑑定書によると其第二条第三項に

原告か甲第十四号為取替証は解約したが稼業は依然として稼米りし事實は本訴の起るに及んで被告より稼方の差止を八幡分署に出願せし事蹟に因るも著明であるといふ論の不当を論ず

反致の趣旨原告の此論弁は却て原告が従米入会しなかつたのを本訴が起るに及んで漫りに被告君塚村の方を侵害した証拠とすることが出来る。その事實は原告は甲第十四号為取替書の反古紙が原告村にあることをいし事にして本訴を起し且本訴訟の落着するまでは被告で侵入を止める権利がないとして漫りに被告の稼場に入込んで来たので止むなく被告は之を分署に申告して其乱暴を止められる様願つたものである。これは考へて見ると原告が争論中であるといふいゝかゝわりをつけて一時いゝことをしてやらうとする考であらうか若しも原告が従米入会稼をしてゐたものならば現有者の位置を占めて居るものであるから原告村から本訴を起して入会を請求すへき筈はない筈であるのに原告村が本訴を起して入会を請求するといふは何であらうかこれは外では無い従米入会でなかつたからでなくてなんでせうと。

いくら論議されても事件の終るまで否終つてからも盜採はして之か常習となつてゐたらしい。

五、入置申一札之事
私儀元治二五年江戸本町四丁目富士屋弥助の名義を以金杉浜新田荒浜の地所式拾町歩名主源内方より醸受塩場築立其他荒渡候得共残反別夫々有之然る処去る十三年山林原野御調査に付同年五月中砂地拾町歩有之帳簿へ捺印仕候処本年一月廿三日戸長より私所有の荒浜反別の義ニ付出頭の趣を以調印可致旨申遺右者増反別願の儀にて私名にも無之今井貞蔵小宮徳次郎辻金五郎三名も記載有之ニ付不心付調印致候得共五所金杉村より当村附寄洲に故障申出中に付萬一自村附寄洲差障り相成りては不相濟義ニ付右の段各々方々申出候処段々御尋有之右増反別願過分に候得共附寄洲の方へは方位相向不申候間差障曾て有之間敷儀と存候爾後右増反

別願御採用被成候上万一附寄洲へ差障等有之候ハバ直ちに元町歩に引直し願仕自村附寄洲に聊不差障様可仕為後日一札入置申儀如件

明治十四年二月四日

証人 池田 多田 元良 桑七

村総代人

齋藤	貞次
佐久間	政治
齋藤	貞蔵
中村	三郎
池田	三郎
池田	七郎
池田	五郎
池田	殿

第十一章 あとがき

かくて七ヶ年にわたる訴訟事件も上述の結果を収めて終了した。こゝに最後に我か君塚村が平素より如何なる心構態勢を以てしてかくも輝かしい勝利を得たか。否此事件を通して君塚村自体の性格が如何に此事件に発露されたか。之を総括して全篇の結びとしやう。

一、訴訟に対する総代の人選其人を得たこと。
二、平素から一枚の公文書一片の証紙も苟もせず永き年月にわたり之か整理整頓に努め其結果期せずして本

事件に対し十二分の証憑となつたこと。

三、村民か事に臨み物に応じて湧き起る正しい感情意志の発動を直に実行に移す勇猛心を以て天明年度に於ける塩浜開発を機縁に直に附寄洲開発の出願続て埋立着手となり進て其貢租を完納して其所有を確保し、かくて村を思ひ村の発展を念願したことがやがて村を救い村を護る大なる力となつたこと。

四、海面拝借願事件山林原野雑種地事件何れも君塚村では期せざる事件の突発であるが、五所村は之を基因として波状的に進め来る談合圧迫も平然として之に当り其折衝の裡に對者の心の根底にひそむ目標の看破につとめたこと。

五、やがて對者の目標を看破するや疾風迅雷的に機先を制して先づ土地横領損害要償の致命的告訴を提出して其心胆を寒からしめたこと。

六、前項の訴告に対し公判の如何にかゝらずあくまで徹底的に真相を究明し次の再告訴判決に於ては「増反別願書の受付の有無判然せず従て願書の有無茫漠として確定せず」と表明させたことは阿者を対照すれば明であること。

七、訴訟に對しては辯護人の人選を第一義視し金錢にかゝはらず千葉始審にも東京一流の名士に依頼して根本的勝利を期したること。

八、証拠物件は細末のものも苟もせざると共に常に核心にふれる大物を提示し殊に新に製作を要する図面及其計量については極めて精細を期し其製図の緻密其計算の精確広く第三者を納得させ判官をも中心より承服させたこと。

九、一事件の解明に際しては当局に對しても如何にも順序正しく次から次へと開明して行く点は全く睿知の人ならではと思はるゝ節多く、殊に誰にも必ず納得し得るやうやうよく文章の構想措辞の練成につとめたこと。

十、直接監督官庁なる県に對する数回の要請並願書を見るも事實の真相を上司に明示すると共に其承認を得

併て公庭の論辯に資せんとする手段の如何にも巧妙に又其行文の如何にも巧妙なる文章を以てしたること。

十一、常に法令慣習を研究し其改廃並事務取扱の實際に對して判決書並指令書に對しても裁判官県当局に對し数々事實を指示してその啓発に資したること。

十二、拳村一致必勝の決意を以て七年の長年月老若男女固く協力して如何なる困難にも耐へ最後の完勝を期したること。

十三、訴訟中に於ける村内の際縮実施と共に訴訟経費の使途に周密なる注意を払ひ長期決戦態勢の維持につとめたこと。

十四、事件中村内の申合は之を恪守し違反者に對しては徹底的に之を戒飾して其必行を期したること。

十五、村内に於ける流言蜚語乃至スパイを徹底的に排撃して少しも動揺しなかつたこと。

附一、闘争についての一考察

熟ら世界の状勢を見るに永い歴史を通し国と国との間に一日として争のない日はなく然も其様相は年を追ふて熾烈となり今や原子爆弾も日常闘争の具とならうとしてゐる。又喜々として遊ぶ児童の間にもそれ相当の争のない日はなく更に深く動物界に就て観ると殆んど闘争生活の連続とさへ見るべきものもある。蓋し闘争は動物界に本具する本能で之か人類社会にあつては或は民族闘争となり或は文化闘争となり或は理念闘争となり或は政治闘争となり或は性的闘争となつて盛に毎日のニュースを賑してゐる。又それが潜在的には競争心となり反抗心となり発奮心となり奮闘力となり研究力となつて之を善用すれば人類社会の進歩を招来するものであると学者は説いてゐるが、然し其反対に之を悪用すれば各方面に種々の問題を惹起しその力の闘争となつては弱肉強食優勝劣敗の結果民族相互乃至国家間の戦争となり社会文化の破壊は素より人類の破滅も測られぬことはまことに悲惨の極みといふべきである。故に国家相互間に互に連盟をつくつて戦争防止につとめ又何れの国家も法律を以て人間の行動を規制して闘争を未然に防ぎ又之を犯す者に對しては法を以て之を取締り相互生活の安全を保障することに努めてゐる。

それにも係らず日常社会生活上に忌はしき鬭争の日に絶えず又無数の訟事を惹起する所以のものはこれ全く人間の本能に由来し之か防止は抑制は一に人の心の問題にかゝつてゐるからである。戦争を起すも心止めるも亦心争を起すも止めるも亦心であつて心こそ一切争の原因である。鳩山首相が世界に於て最も恐るべきものは猜疑の心でこれがなければ原子爆弾の必要もなく世界は常に安静であらうといはれたことは実に千古の名言である。戒むべきは心の行き方であり慎むべきは心の働き方である。そして勉むべきは心の修養であると信ずる。かく争の心は人間の本能として誰にも内具しているがそれが争にまで発展するには必ずその誘因となるものがある。一つの果物が熟した時甲の児童が之を欲し乙亦之を欲するときそこに両者の争か起り果は其誘因となるのである。家と家との争村と村との争に於ても亦同様であるが更にその争が一家の利害一村の利害に大關係があるときはあくまで自己の権益を主張し之を確保しやうと争ふのは止むを得ないことで、之は法律上でも或は其所有権を認め或は之か侵犯に対する防衛の権を認めてゐる所以である。

さて争のいひかゝりが出来たとき之に對する態度に積極消極の両方面がある。訴訟に於ける原告は積極的である。然し事件により勢のおもむく所被告から進で逆襲に出ることがないとならぬ。誰か言ひ切れやう。

一般に争の仕方については普く認められる競技に見ると相撲道の如きは広く奥の手が研究され柔道亦多くの範を示し碁将棋其他の競技についても夫々秘術のあることは人の知る所である。訟事に於ける弁論は単に弁舌の力によつて正否を決めるものでなく当事者に対しては法により代言の制か布かれ夫々辯護の道が講ぜられてゐる。然しその勝敗は辯論の上下手よりも其事件の性質事件に對する行動の正不正によつてきめられるといふべきで、即正を顕し邪を破つてこそ勝を制することが出来るのである。又之か正邪の決定までには国法により三番の制を定められ其証憑物件は悉く之を提出させ其言論はあくまで之を言ひ尽させ其上各審庭に於ては審理を厳密にして裁定の公正を期してゐるのである。こんな合法的な裁定できまつた以上は必ずそれに服すべきは当然のことといふべきである。

何れの争にせよ勝者の大なる誇りに對し敗者の口惜しさ残念さは到底言葉ではいひ尽せないのである。かくて敗者は必ず報復へと志し或は復讐となり或はなぐり込みとなつたことは昔のことでは今は社会安寧上之を禁止されてゐる。然し心の中にはとても納めきれないものがあつて復讐的暴挙に出るものか稀にあるが之は論外の行動であつてとても常道と考へられない。

争の後に於けるいやな氣持の納め方は全く人間の反省にまつより仕方がないのである。幸人間の心に存する反省の力によりて自己の正しく進むべき道を発見させる。深夜人静まつた時心を平にして反省するとき氏の神は必ず之を解決してくれる。否自己の力によつて日の経つにつれ自然と解決の途を発見し得るものである。過ぐる大戦の直後戦敗者としての我國民の心境はどうであつたらう。その口惜しさ面悪くさ居た、まれないムチャクチャ複雑極まりない心境は自殺者まで出したことでも分るのである。然し深い深い反省の結果は漸くあるべき本心に立返つて来た様子は何か永い間の夢永い嵐の中の生活に漸く離れたような氣持となり進でこれから行くべき道を見出してその道に進んで行くやうになつたことは定めし多くの人の等しく感じたことであらう。

さて両村訟事の終結の当座は口をきくのもいやに思つてゐたのも無理はない。それが、永い反省の結果はお互にあるべき道を自覚し日が経ち年を経るにつれ仕事の上にも交際の上にも商売の上にも往き来をしなくては出来なくなつていつの間にか却て昔以上の親しさを増し今日は祭礼だ今日は御祝だと招き合つて昔の争なんかそんなこともあつたさうだ位に思ふやうになり、人生の大事結婚の数も年毎に多くなつて親類同志の親交いやか上にも厚くなつたことは現在日常目睹する所である。

村と村との争は人間社会の行く道によく起る事柄で例へば急に暗雲突風暴雨にあふやうなものであらうか。只寸の為村を思ふ熱意錯覚から起つたものが多いではなからうか。そしてやがて風雷の散じたあと当然平静に帰するもので其結果は雨ふつて地固まるたとへそのまゝに却てより堅い状となるはよく見らるゝ所である。只其渦中にあつて之に對処して行かなければならなかつた当時の人々こそほんとうに大災難で其間の御苦勞御骨折に對しては衷心感謝に堪えない処である。そしてこの変調な社会を一転して平和なる社会とし其相互扶助の精神を以て夫々の事業に協力し合ひ喜をもつ社会として文化の向上につとめて行きたいと念ずることには恐らく萬人の齊しく念願する所であらう。

かく闘争は人間の本能に発して其用具も年を追ふて発達して来たが人類社会の進歩につれ今では道具を用ふるより相互の話し合によつて解決すべく国法により規制され国際間に於ける争事亦外交手段によつて決することゝ一般方法となるやうになつたのは闘争の進歩といふべきでせうか。さて然らば将来に於ける主たる闘争は何れの方面何れの方向に向ふべきであらうか私は人間に本具するこの本能は大自然に対する闘争に向ふのが本来の道ではないかと思ふ。人間は原始時代より大自然の恩恵により其生を保つて来たが逆に又幾百千回か自然の大試練にあひつと戦ひぬいて又之に勝ちぬいて来たか分らないのである。そしてこの自然と戦つて之を克服し進化し発展して今日の文化を招来し来たのである。そして永い闘争の結果は審判の大原則が其間に下されてゐるのである。即孟子のいふ「天の時は地の利に若かず地の利は人の和に若かず」といふのはこの大原則を帰納していはれた名句である。今日世界をあげて盛に唱導せらるゝ原子力の発見も利用も人間の地の利を活用したのでなくて何でせう。箕作博士によりヒントを与へられたとはいへ一漁民御木本幸吉氏が真珠の人工養殖を大成して国産を挙げたことは自然との争に大勝を博した実例ではないか。無尽蔵な海の世界にはまだ見えぬ未だとり得ない宝が到る処に埋蔵されてゐるではないか。海苔の胞子の発見培養法の研究の如き其一つでないでせうか。海国人は海を生活の場とし、こゝを大自然と争ひの場として研究を進めるとき、そこにどんな宝が発見されるか分らないのである。そんなことそれは夢だと笑はば笑へ夢こそ凡ての発明発見発展の根本である。「青年よ大なる夢を持つとは北海大学のクラーク博士の言で今尚我開拓の大精神となつてゐる大なる夢を抱きその夢の実現に向つて邁進することが生産増強文化向上の大道である。小さな社会上の小せり合ひに永く屈托せず自然に對し乃至は経営上の方法について研究に研究をといふ争ひ方を以て向ふ時、そこに無限の興味を感じ愉悅を感じそれこそ真に人間の本能として表現する争の道であるし又本能表現の大精神であると信するのである。まして其結果の明瞭なるに於ておやだ。肯て再びいふ「天の時は地の利に若かず地の利は人の和に若かず」と。

附二 村のほまれ

- 一、天は許さじ良民の自由をなみする暴言を
八十余名の血はほとぼしり
こゝに立ちたる君塚区
 - 二、筑波根おろし吹きあれて
袖師が浦に浪さわぎ
始審に控訴に弁論たかく
すわ論戦のときのこと
 - 三、勝利を告ぐる判決に
漁村の建設こゝに成り
富士の白雪いよいよ清く
かゞやく村のそのほまれ
- 村 難 来

明治十有四年の冬
袖ヶ浦の颯風天に連つて黒し。
海を蔽て来る者は何の賊ぞ。

五所勢米る北より来る。
所論微に入り挙証細かに。
地先海面併呑を期し。
之を訴へて米り犯す君塚村。
旧来の權益累卵危し。
村難米る。村難米る。
挙村憤激対策を講し。
全村協力必勝を期す。
斎藤重郎平胆鬩の如く。
佐久間斎藤智泉の如く。
池田両老不動轂の如し。
静に古文書慣例を整へ。
固く握る天明附寄洲。
貢租完納証憑確なり。
往て辯護を囑す修進社。
社員論辯侃諤々。
鎧袖一触我軍喊す。
再び控訴を企て回復を策るも。
更に敵証を摧いて意益々揚る。
大審の終訴上告砕け。
我権当然盤石安し。
暴力時に来りて我業を妨ぐるも。

敢然権を守つて権愈々固し。
臥薪嘗胆七星霜。
村内寂として徹声絶え。
堂宇は腐朽し村力涸れ。
徒に隣閭嘲笑の声を招くのみ。
君見すや多年努力の跡を。
今は數ふ年産幾百千萬。
村民齊しく仰く先輩の苦を
老若齊しく謝す先賢の勞を。
誉は高し悠久顕彰碑。

和歌

ゆく先を見ぬいてついた附寄洲
君塚の人の智慧をしぞ思ふ
村思ふこゝろのまゝにつきし洲が
村救ふ洲となるぞうれしき
争ひの目あては沖の附寄洲
二つの村の天王洲とぞなる
ものうげに日々の仕事にいそしみし
むかしの人のこゝろしぞ思ふ
よきあしきおのつと分る事にさへ

争ひのたねはうゆべかりけり

争ひの種子はどこにもあるものぞ

無理にさがしてくるしむなゆめ

むりやりに事をかまへて争ひし

人のこゝろのあさましきかな

邪を破り正を顕す争ぞ

まことの争といふべかりける

あくまでも邪を正しきにかへさせる

争の道ぞいとまたふとし

忍ぶだけ忍びていざとなるときは

あくまで通せおのがちからを

なすまゝになさせ怒りを忍びながら

急所みとめてはなすかぶら矢

いろりばたにみんなそろうて夜なべする

二本燈心の火はあかあかと

盆となりおまつりが米るも村内は

静まりかへつて遊ぶ児さみし

二三人よれば話は一件の

今日のやうすはどうであつたと

生産の日に増す毎に思ふかな

昔つくせし人のいさをを

浪越えて米れば昔のそのまゝに

争ひの跡今はいつくぞ

今となれば千鳥の声も夢となりて

昔のさまは見るよしもなし

俳句

訴訟事あと見かへれば胸つまる

とらうとして逆にとられる訴訟事

欲ばつたおかげは苦勞の種子ばかり

今日あたり一杯やらうになああにき

買食の味も忘れて子供等は

泣いたならむすびをやれと田草とり

あびす講お酒はぬきでおがみけり

たれ一人かけ口もなく七ヶ年

講事に行きたいだらうにおばあさん

一件にかたないうちにはなあおまへ

何のその行く所まで行けこの事件

今は浪の音のみにして浜の風

潮の音や昔かたりの夢の跡

一件も過ぎれば夢の如くにて

夢と見てあきらめようよこの事件

どうしても忘れられないその苦勞

漁 村 建 設 誌

(非 売 品)

昭和三十一年三月九日発行

千葉県市原郡五井町

編輯者 立 石 与 志 知

千葉県市原郡五井町

君塚漁業協同組合代表

発行者 池 田 岩 次

千葉県市原郡五井町一〇二五

印刷所 千葉県自主生活センター印刷部